

平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要について

全国ひとり親世帯等調査の概要

調査の沿革

- 昭和27年を初回として概ね5年ごとに調査を実施
- 今回、公表する「平成28年度調査」は第14回目の調査

調査時期

- 平成28年11月1日現在の状況
(収入の情報は、調査年前年の平成27年のもの)

調査範囲 及び 調査客体等

- 母子世帯 …父のいない児童が、その母によって養育されている世帯
- 父子世帯 …母のいない児童が、その父によって養育されている世帯
- 養育者世帯 …父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯
※児童は20歳未満の子どもで未婚の者をいう。

【調査客体】

- ・母子世帯 3,293世帯
- ・父子世帯 653世帯
- ・養育者世帯 60世帯

【集計客体】

- ・母子世帯 2,060世帯
- ・父子世帯 405世帯
- ・養育者世帯 45世帯

ひとり親家庭の主要統計データ(平成28年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (8 0 . 8 %) 死別 8 . 0 % (7 . 5 %)	離婚 7 5 . 6 % (7 4 . 3 %) 死別 1 9 . 0 % (1 6 . 8 %)
3 就業状況	8 1 . 8 % (8 0 . 6 %)	8 5 . 4 % (9 1 . 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 % (3 9 . 4 %)	6 8 . 2 % (6 7 . 2 %)
うち 自営業	3 . 4 % (2 . 6 %)	1 8 . 2 % (1 5 . 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 % (4 7 . 4 %)	6 . 4 % (8 . 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

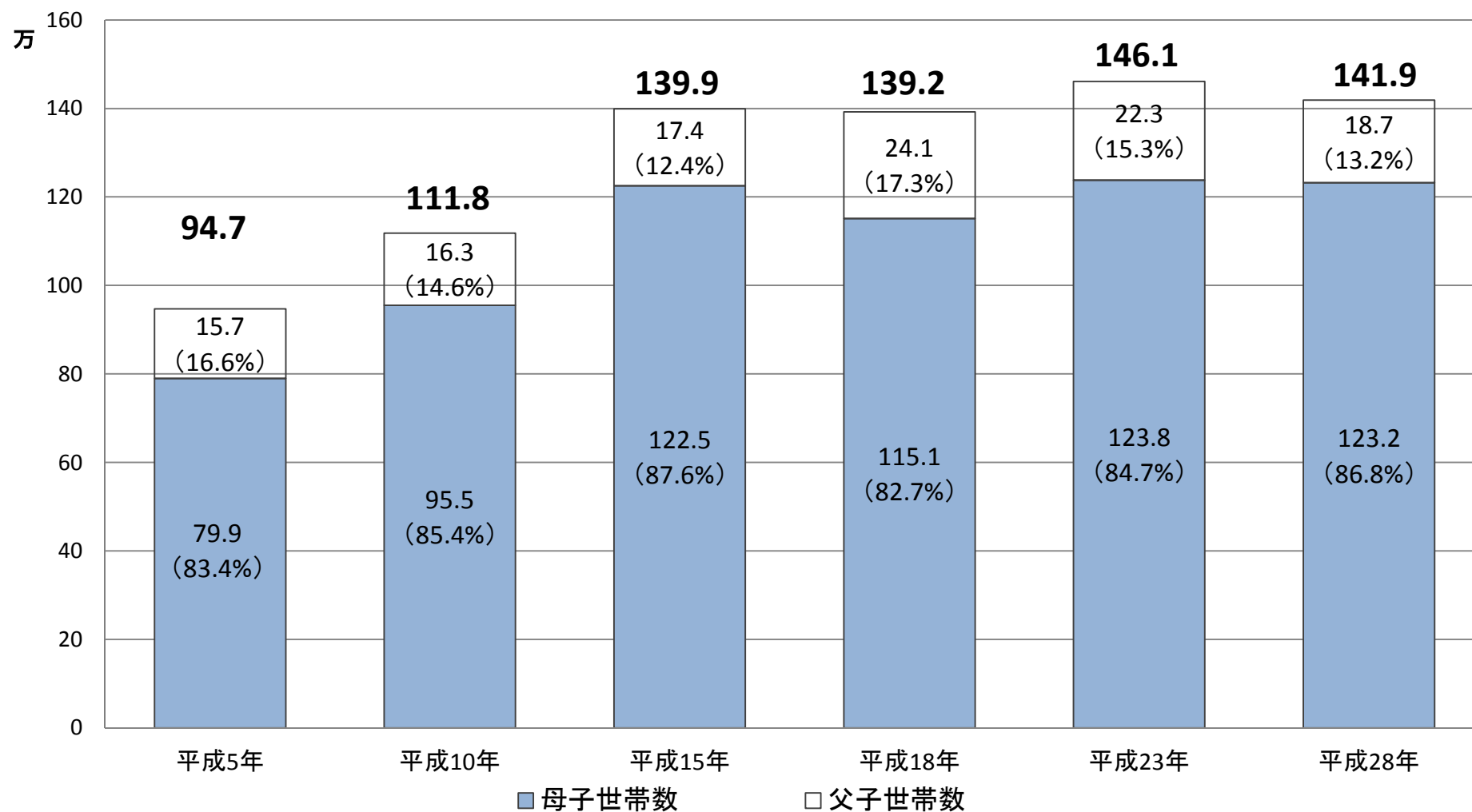
※ () 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子世帯・父子世帯の数(推計値)

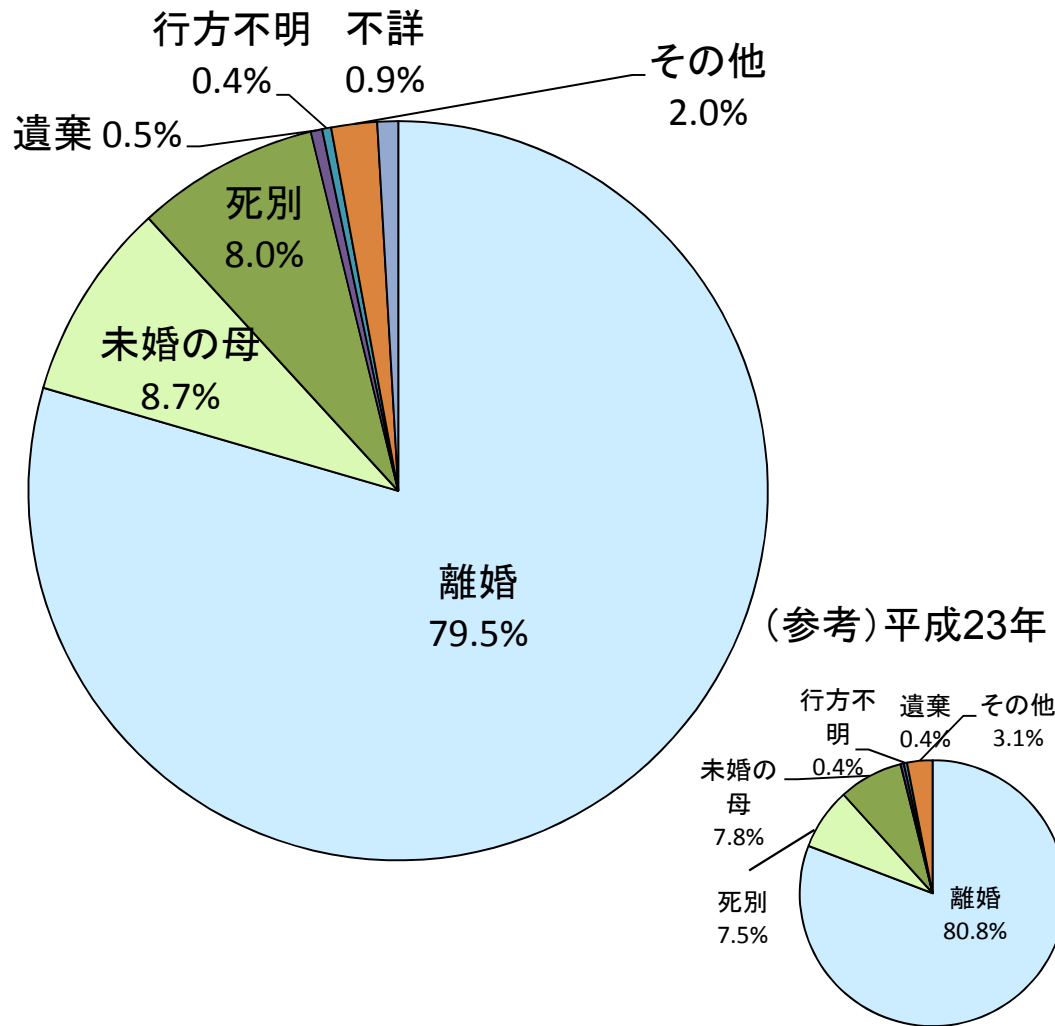
- 平成28年度の母子世帯は123.2万世帯、父子世帯は18.7万世帯となっている。
- 平成23年度と比べると、平成28年度は母子世帯は0.6万世帯減少し、父子世帯も3.6万世帯減少している。



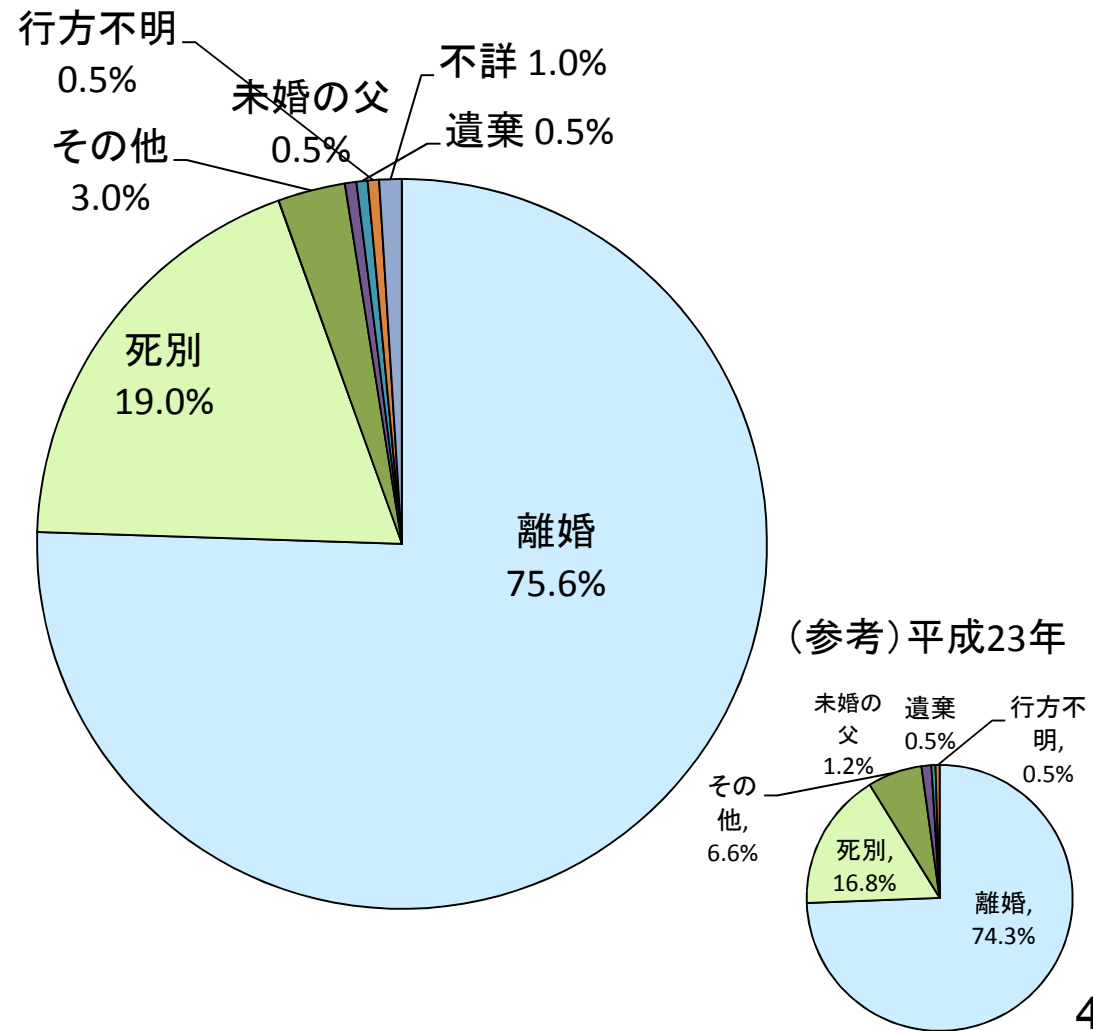
1 ひとり親世帯になった理由

- 母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が 79.5 %ともっとも多く、次いで「未婚の母」が8.7%となっている。
- 父子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が 75.6 %ともっとも多く、次いで「死別」が19.0 %となっている。

母子世帯になった理由別の構成割合



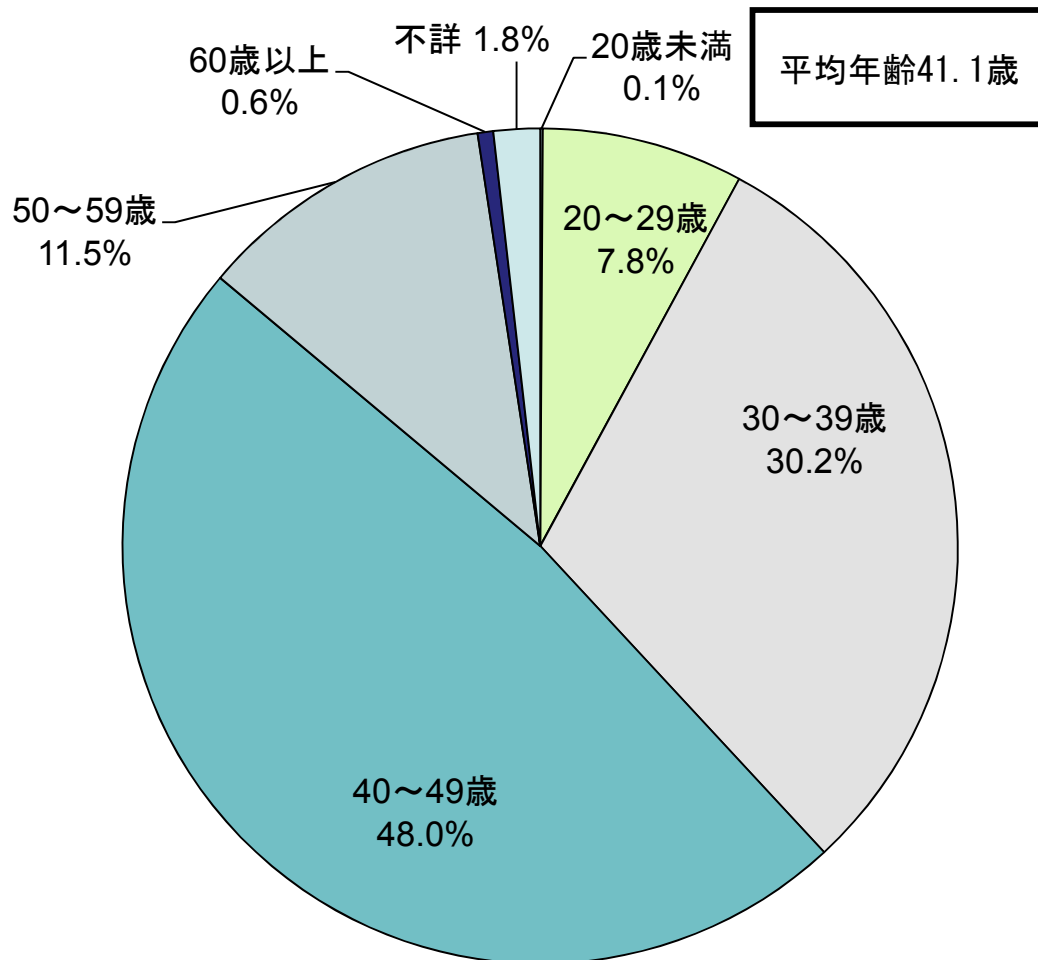
父子世帯になった理由別の構成割合



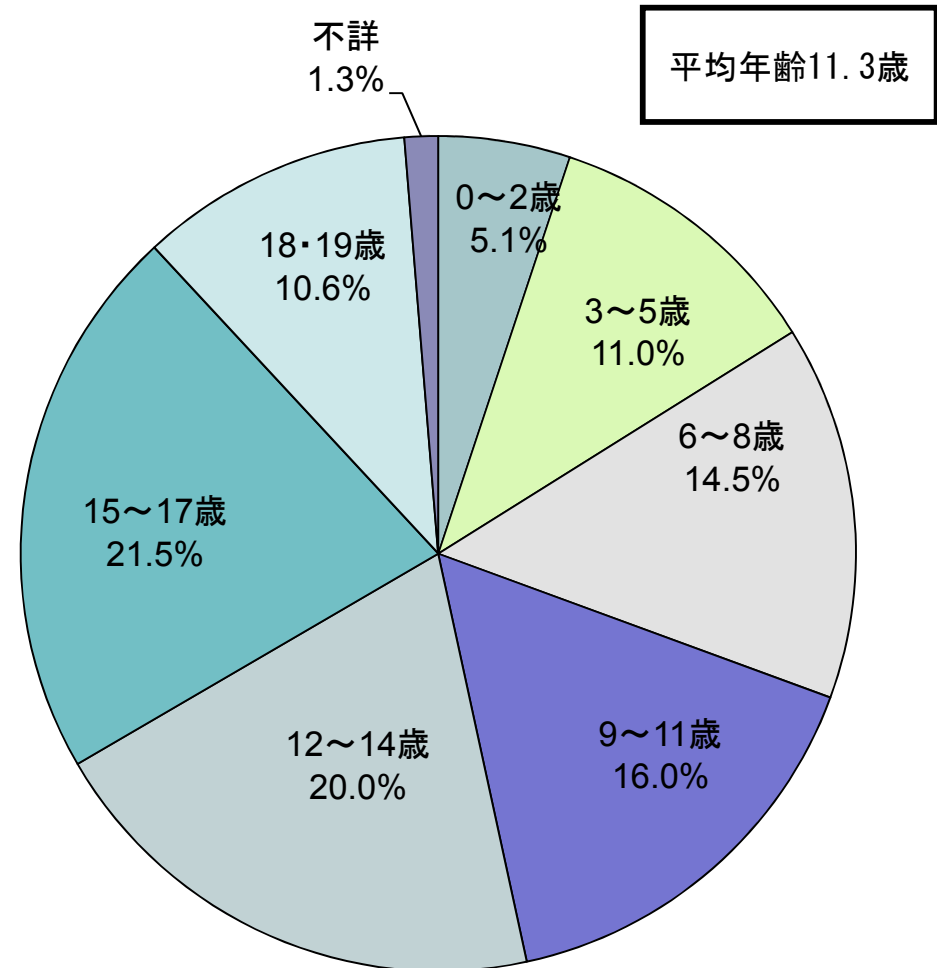
2(1) 母子世帯の母及び末子の年齢

- 母子世帯の母の平均年齢は41.1歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が48.0%と最も多く、「30～39歳」が30.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は11.3歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が21.5%と最も多く、「12～14歳」が20.0%とこれに次いでいる。

母の年齢階級別



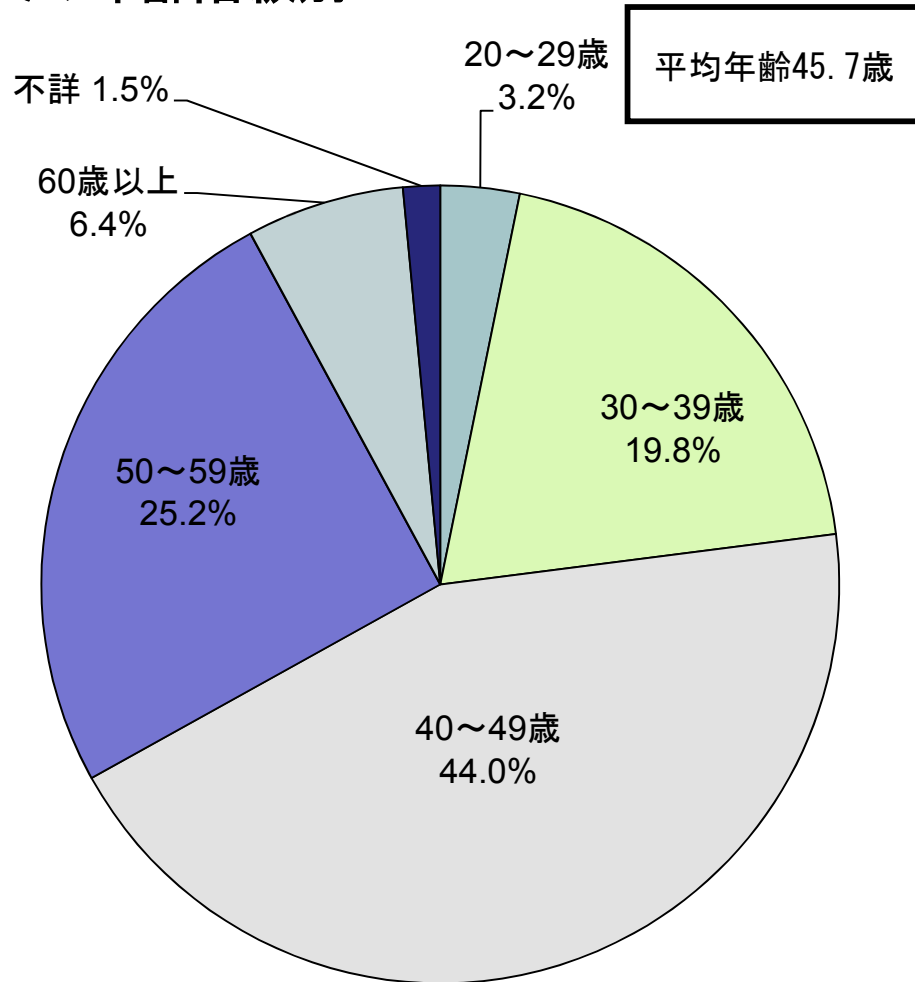
末子の年齢階級別状況



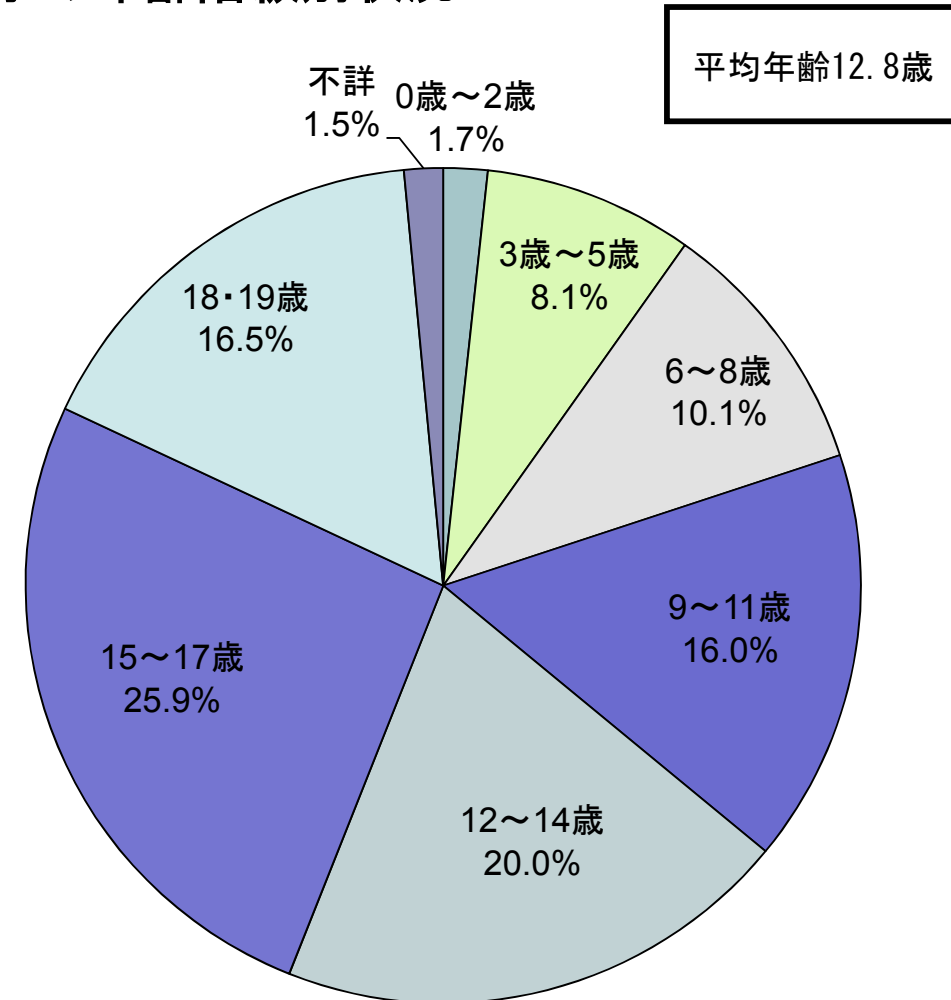
2(2) 父子世帯の父及び末子の年齢

- 父の平均年齢は45.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が44.0%と最も多く、「50～59歳」が25.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は12.8歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が25.9%と最も多く、「12～14歳」が20.0%とこれに次いでいる。

父の年齢階級別



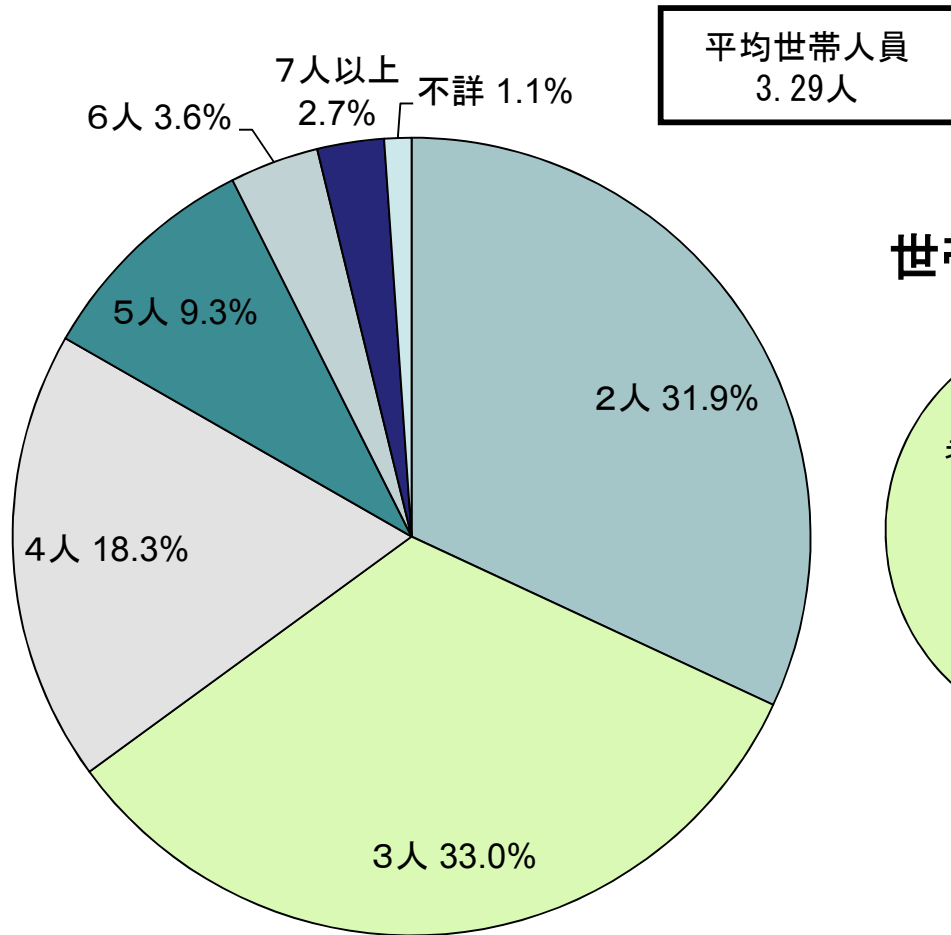
末子の年齢階級別状況



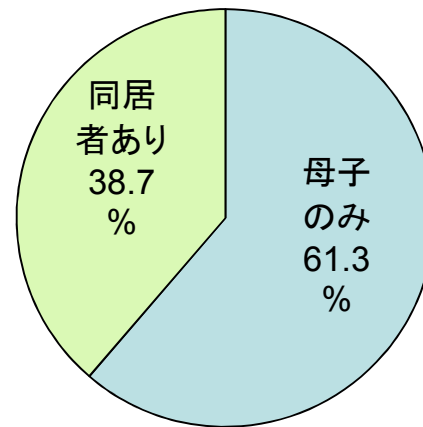
3(1) 母子世帯の世帯の状況

- 母子世帯の平均世帯人員は3.29人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.7%となっており、「親と同居」が27.7%と最も多い。

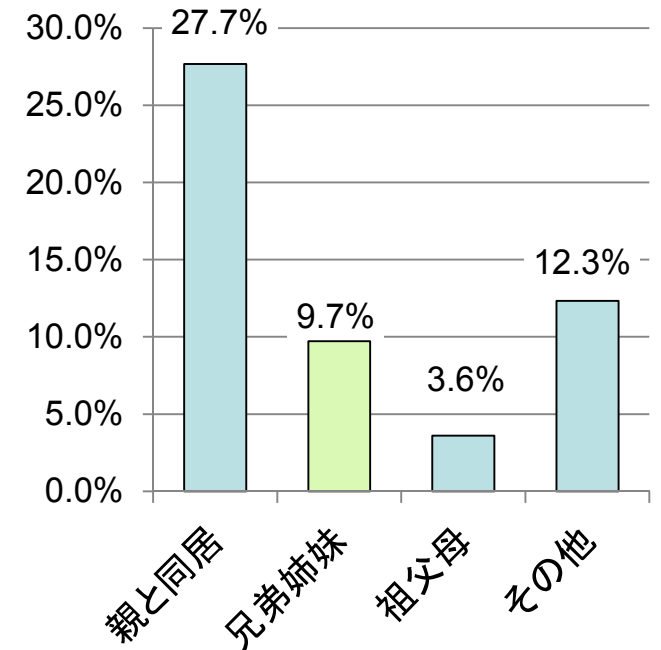
母子世帯の世帯人員



世帯構成 (N=2,060)



同居者の種別

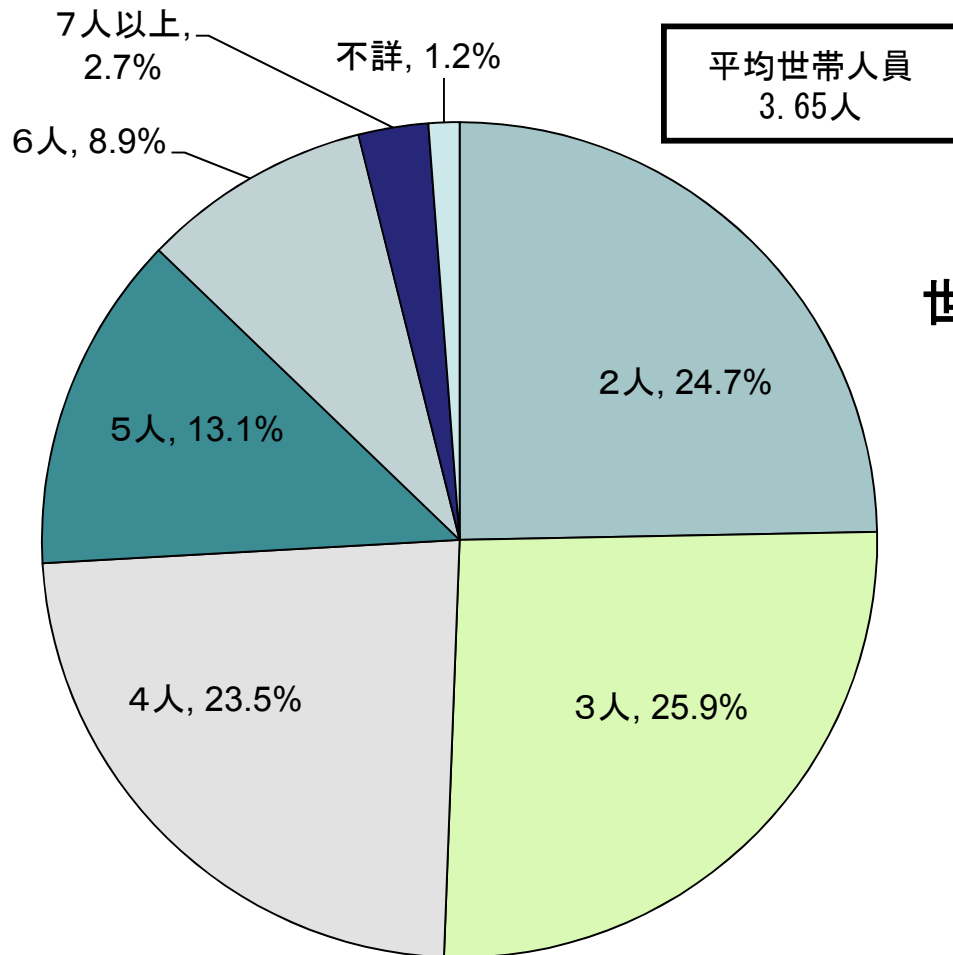


※同居者の種別については複数回答。
割合は総数との比較

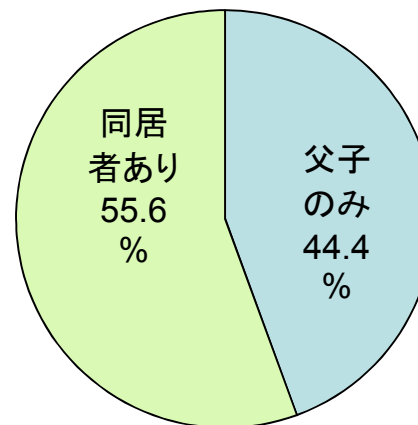
3(2) 父子世帯の世帯の状況

- 父子世帯の平均世帯人員は3.65人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる父子世帯は55.6%となっており、「親と同居」が44.2%と最も多い。

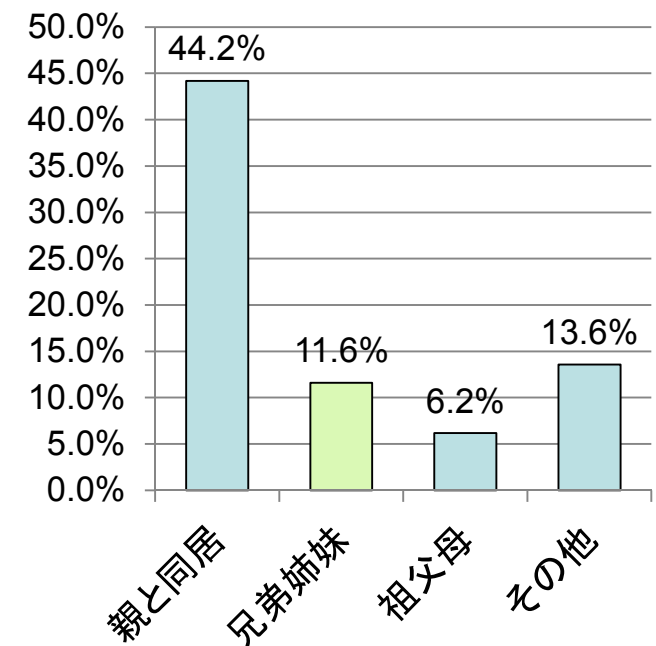
父子世帯の世帯人員



世帯構成 (N=405)



同居者の種別

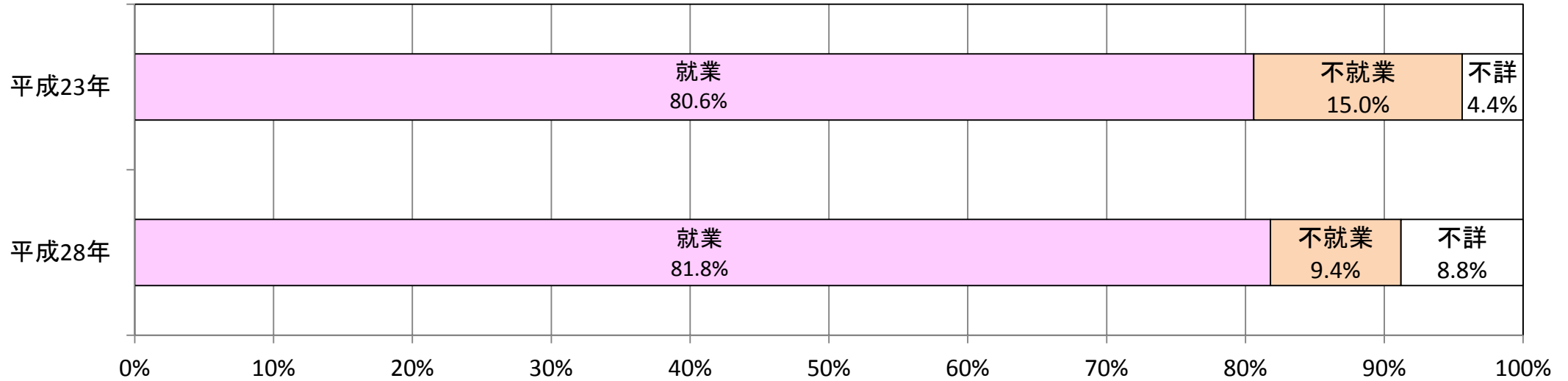


※同居者の種別については複数回答。割合は総数との比較

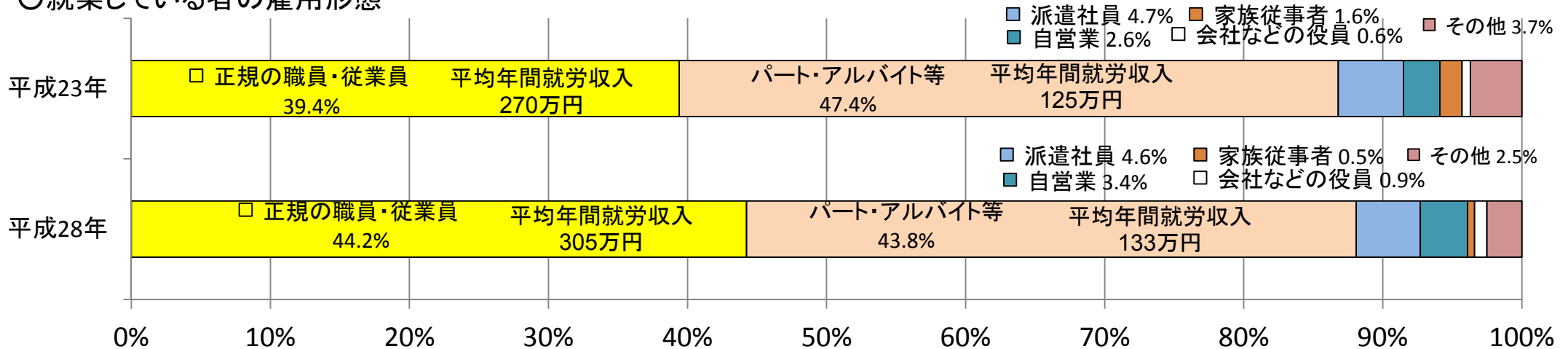
4(1) 母子家庭の就業状況

○ 母子家庭の81.8%が就業。就業している者の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%。
 (「派遣社員」を含むと48.4%と、非正規の割合が高い。)

○就業状況



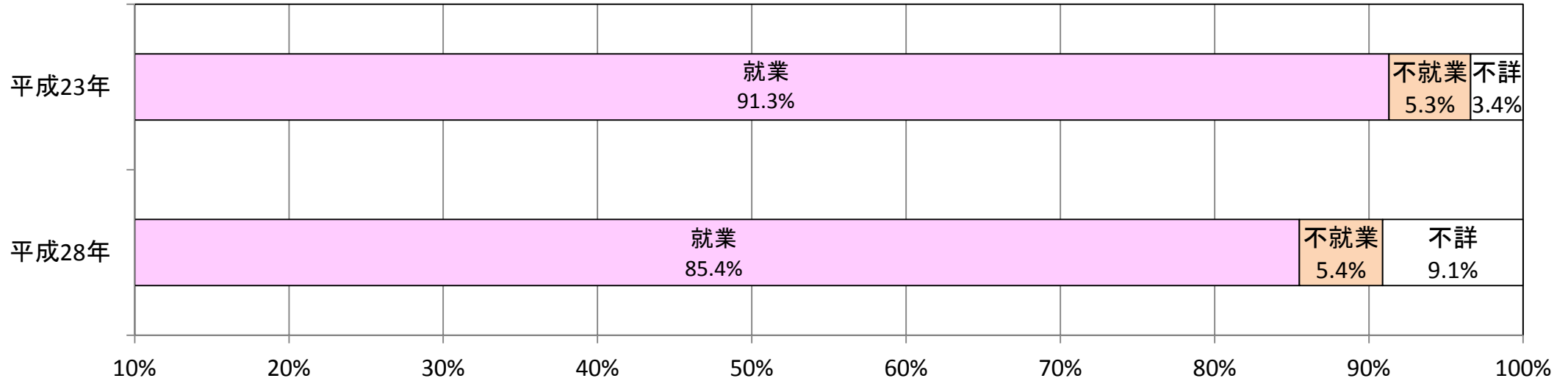
○就業している者の雇用形態



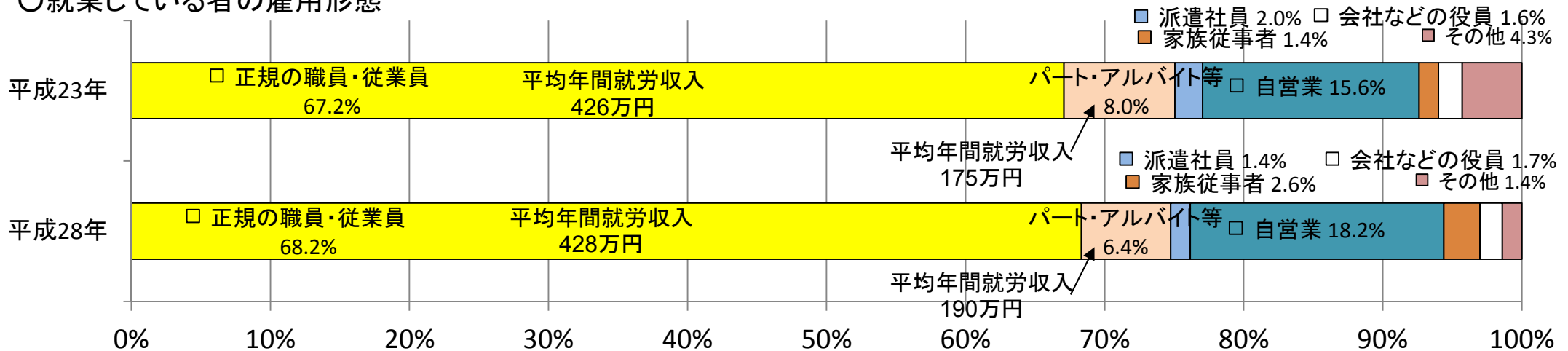
4(2) 父子家庭の就業状況

○ 父子家庭の85.4%が就業。就業している者の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。

○就業状況



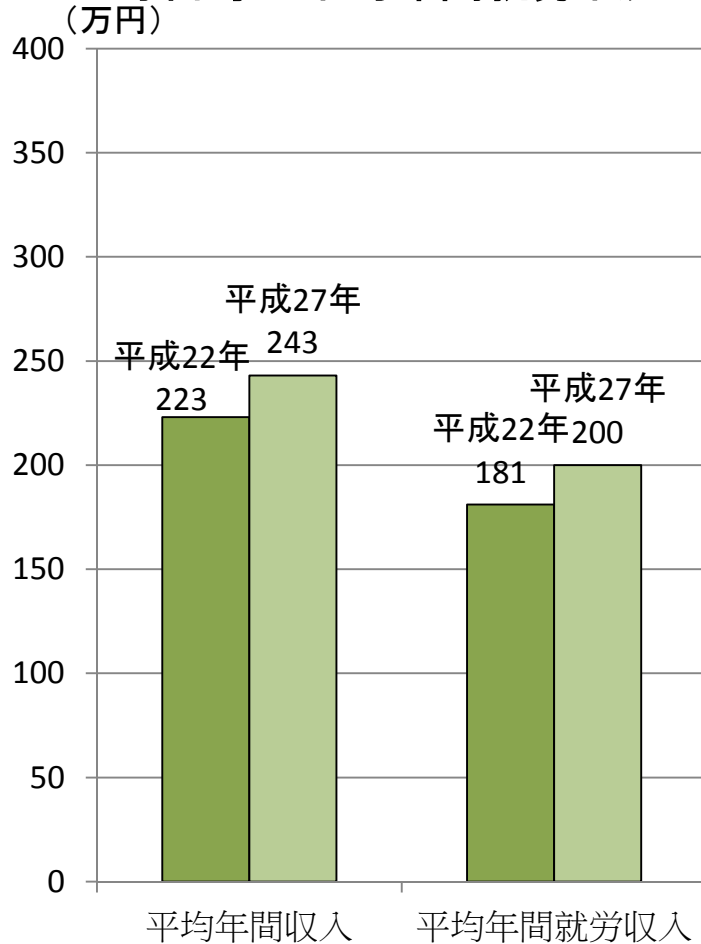
○就業している者の雇用形態



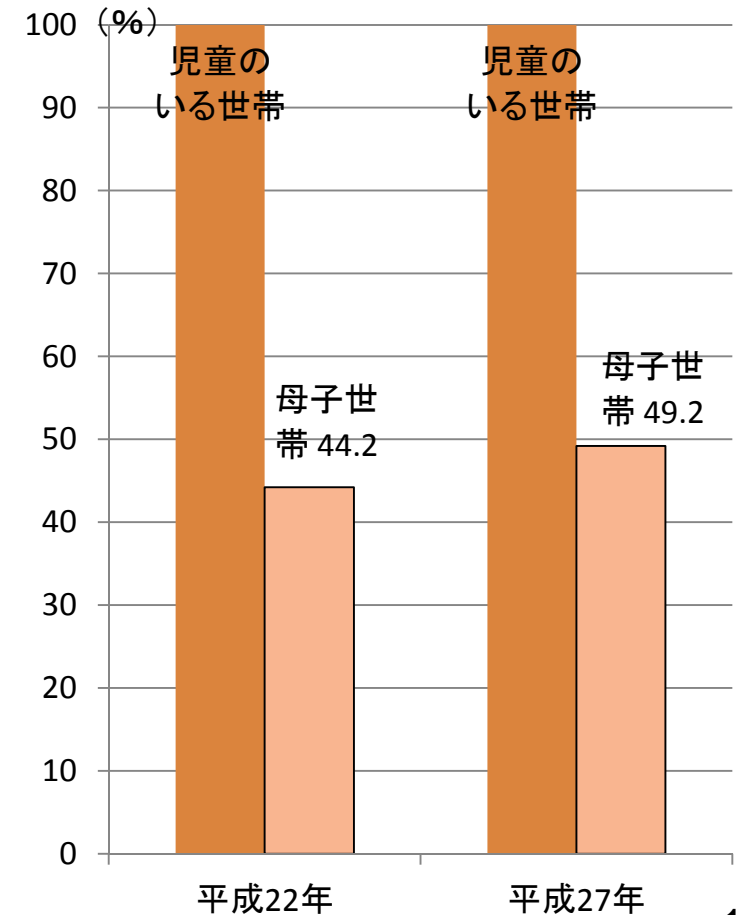
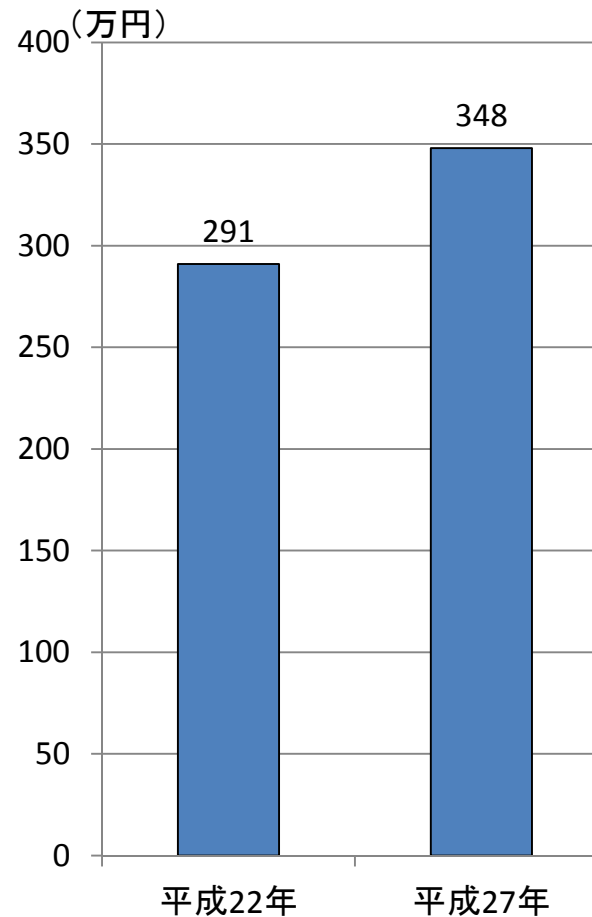
5(1) 母子家庭の世帯年収等の状況

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円、母自身の平均年間就労収入は200万円。
- 世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は348万円。
- 世帯の平均年間収入(348万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、49.2。

母自身の平均年間収入、 母自身の平均年間就労収入



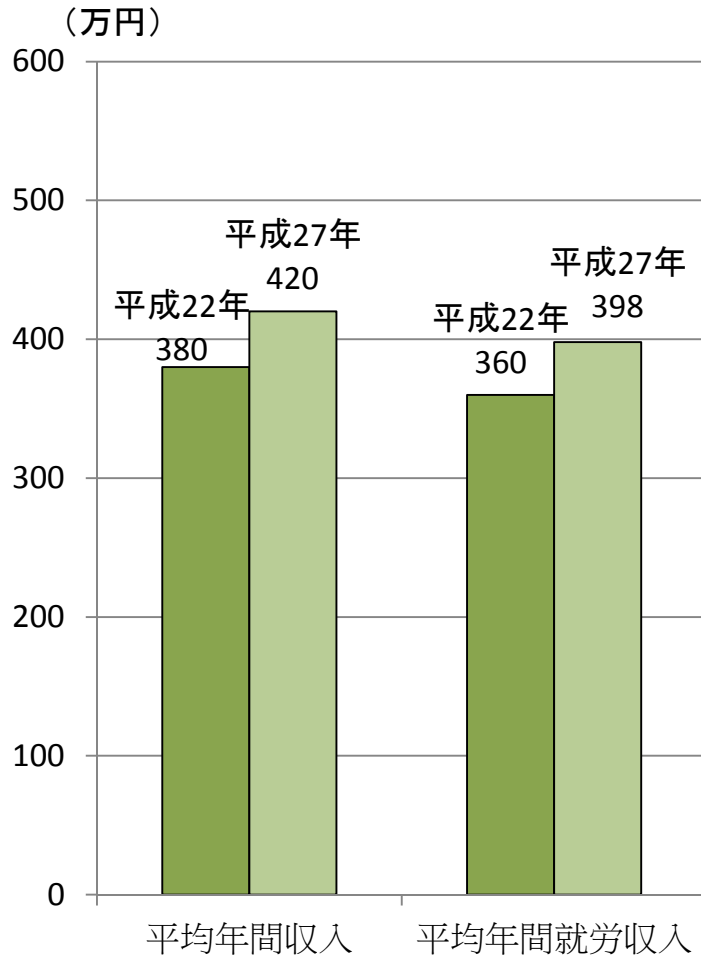
母子世帯の平均年間収入 (同居親族を含む)



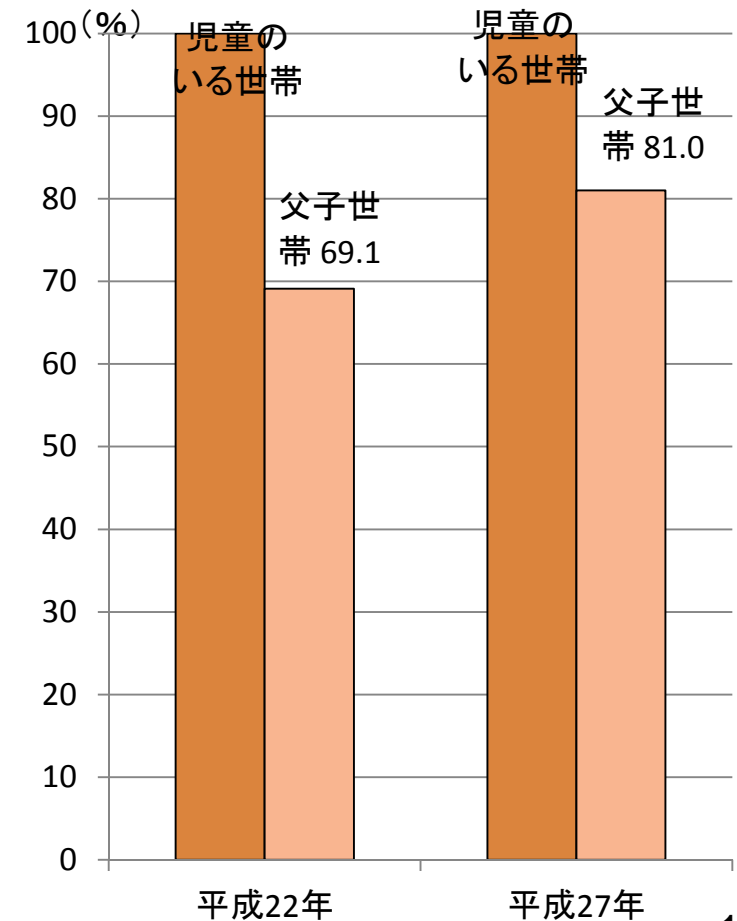
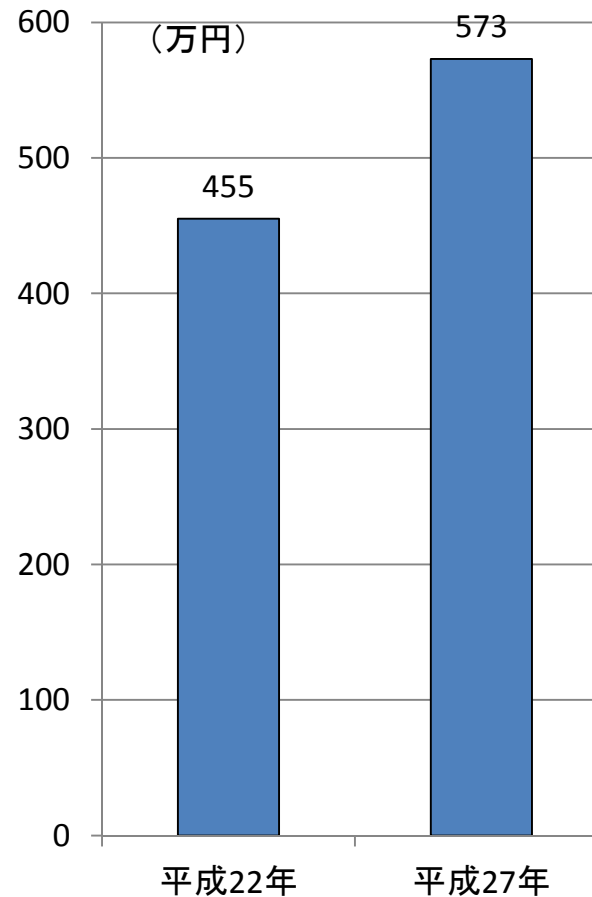
5(2) 父子家庭の世帯年収等の状況

- 父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円、父自身の平均年間就労収入は398万円。
- 世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は573万円。
- 世帯の平均年間収入(573万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、81.0。

父自身の平均年間収入、 父自身の平均年間就労収入

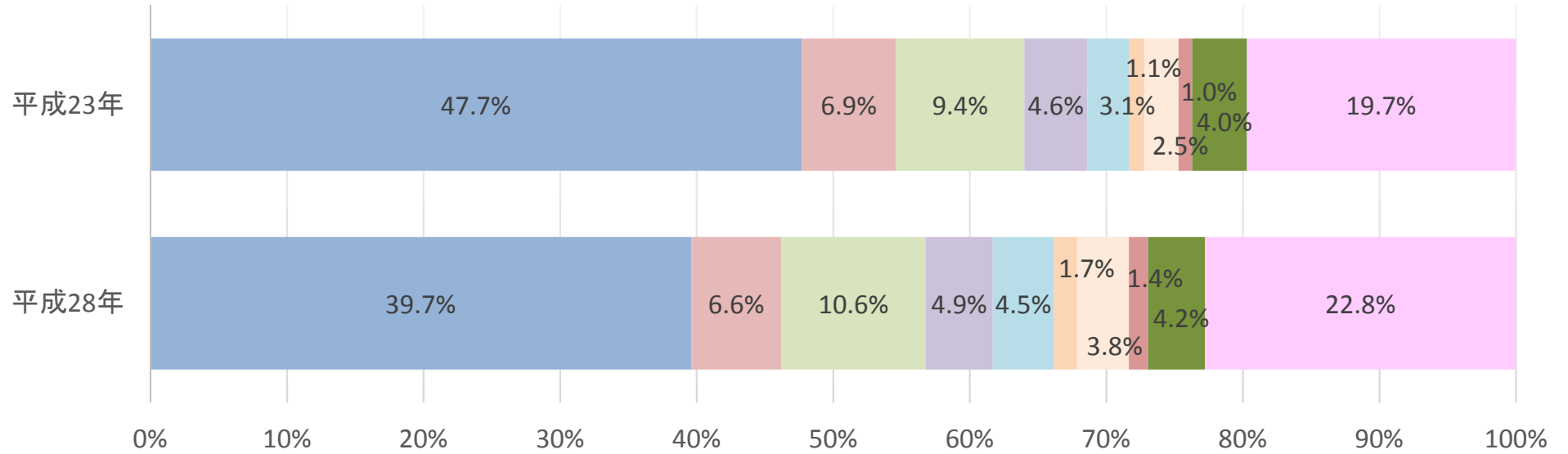


父子世帯の平均年間収入 (同居親族を含む)



5(3) 母子世帯の母の預貯金額

○ 母子世帯の母の預貯金額の状況は、「50万円未満」が39.7%と最も多くなっている。

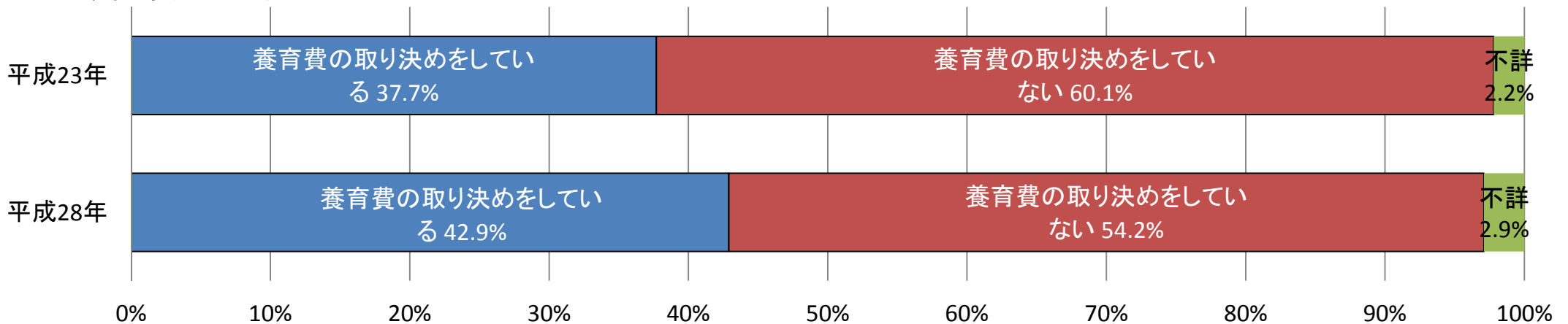


	平成28年	平成23年
■ 50万円未満	39.7%	47.7%
■ 50~100万円未満	6.6%	6.9%
■ 100~200万円未満	10.6%	9.4%
■ 200~300万円未満	4.9%	4.6%
■ 300~400万円未満	4.5%	3.1%
■ 400~500万円未満	1.7%	1.1%
■ 500~700万円未満	3.8%	2.5%
■ 700~1000万円未満	1.4%	1.0%
■ 1000万円以上	4.2%	4.0%
■ 不詳	22.8%	19.7%

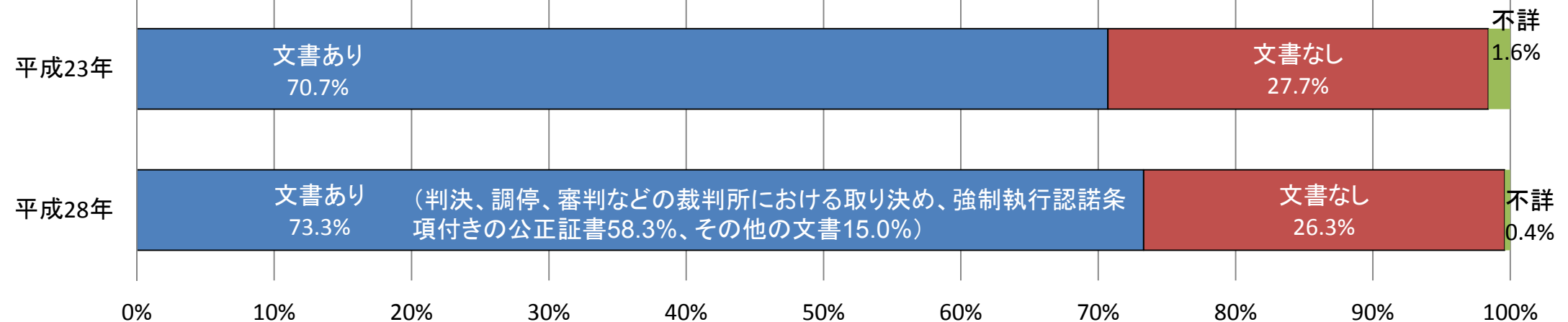
6(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況

- 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が42.9%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは73.3%となっている。

○養育費の取り決めの状況



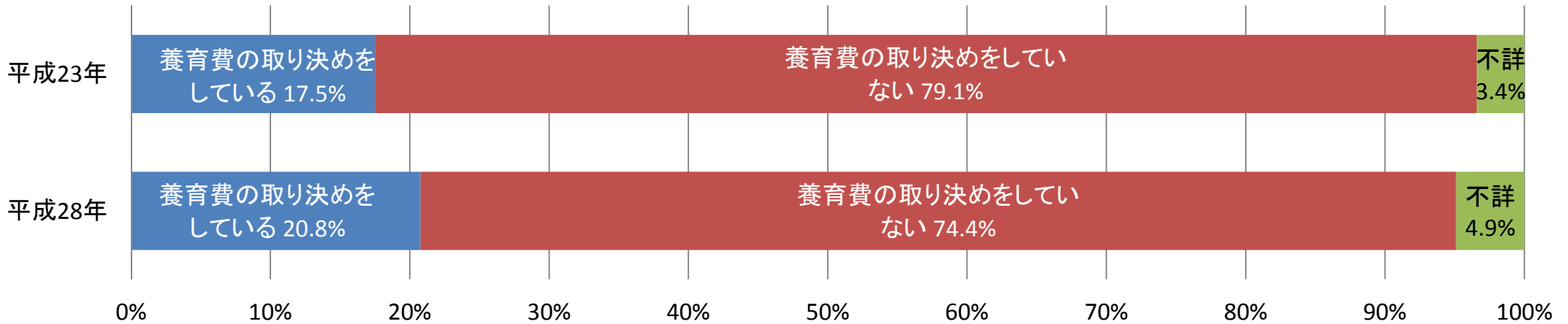
○養育費の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



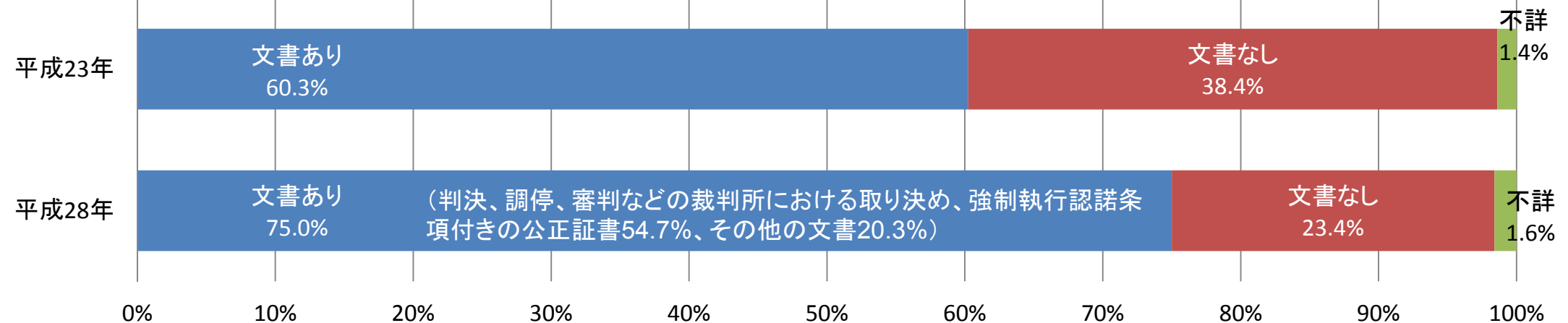
6(2) 父子家庭の養育費の取り決め状況

- 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が20.8%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは75.0%となっている。

○養育費の取り決めの状況



○養育費の取り決めの状況(文書あり・文書なし)

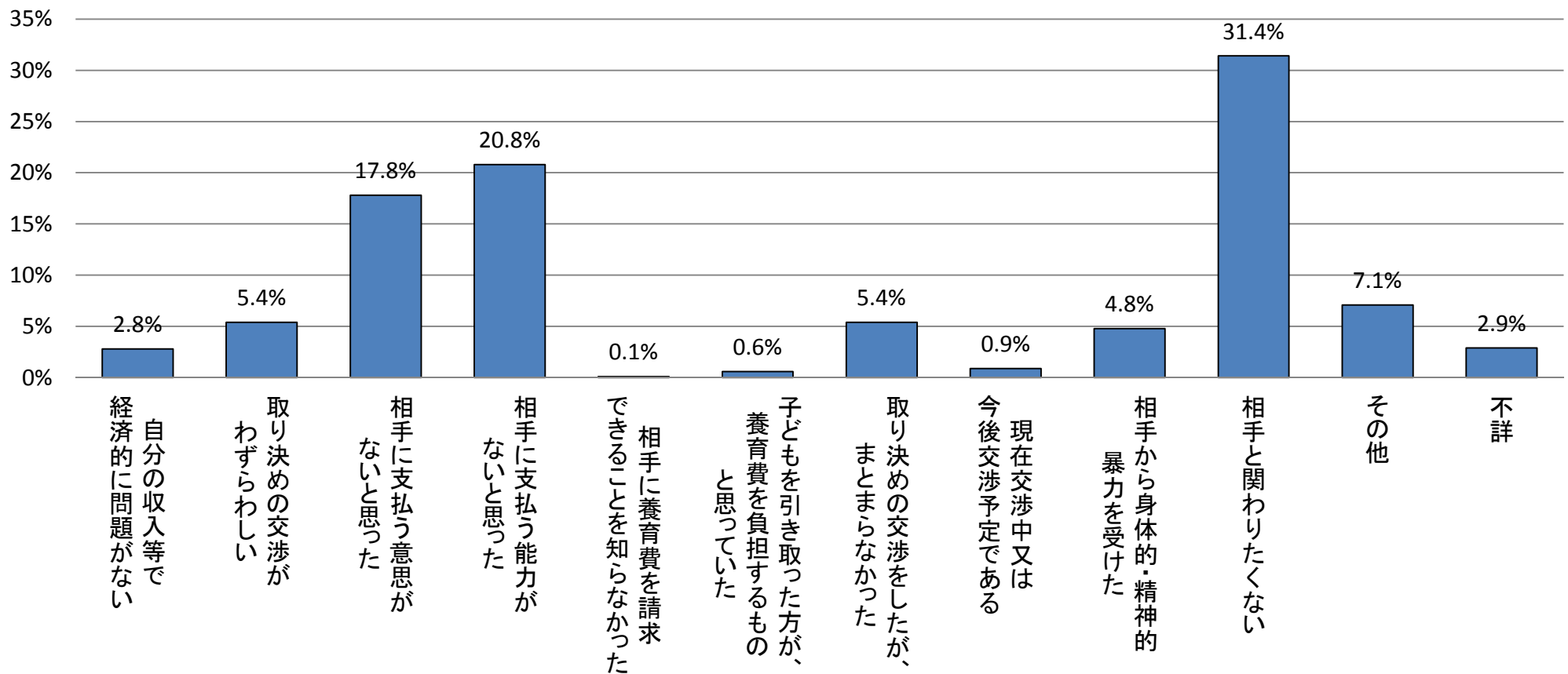


6(3) 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が31.4%（前回調査23.1%）と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%となっている。

（注）取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、48.6%と最も多くなっている。

母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

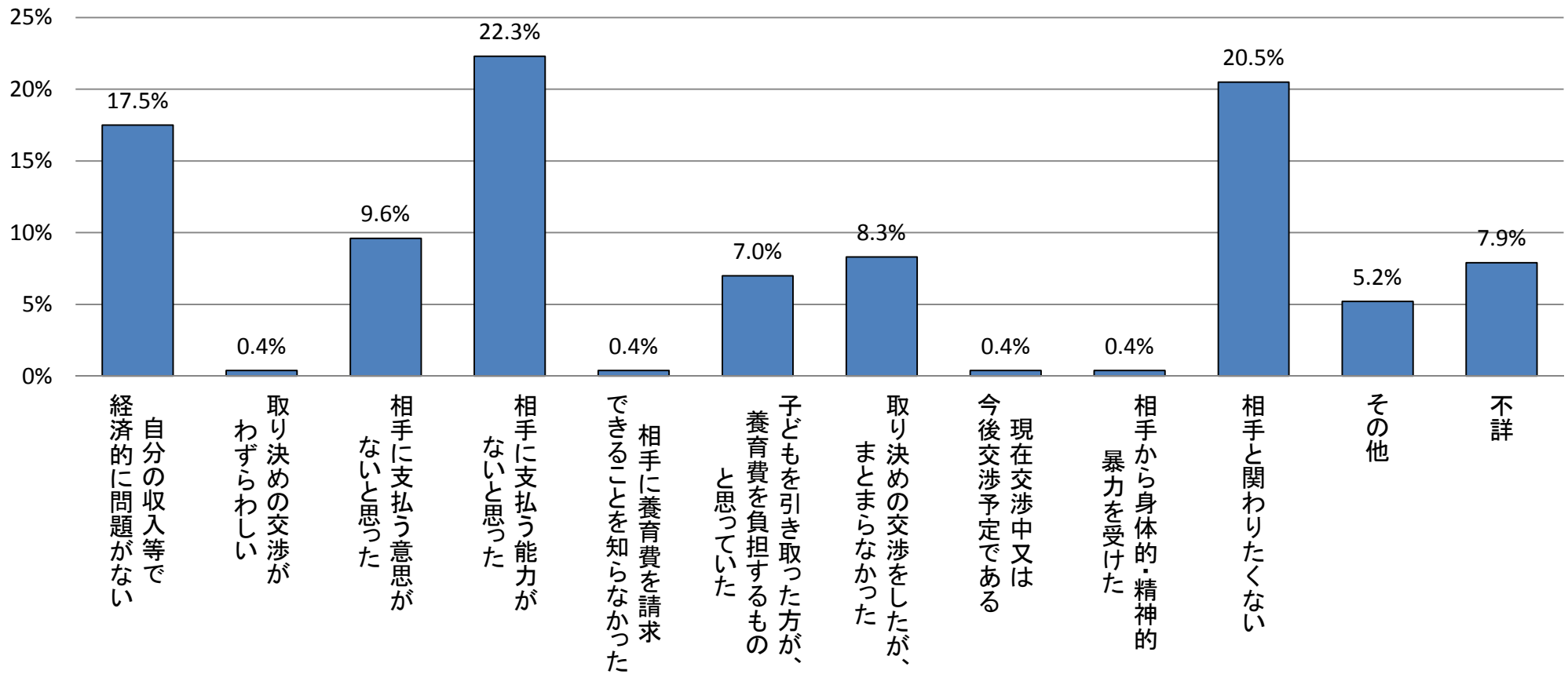


6(4) 父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 父子世帯の父が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%(前回調査17.0%)となっている。

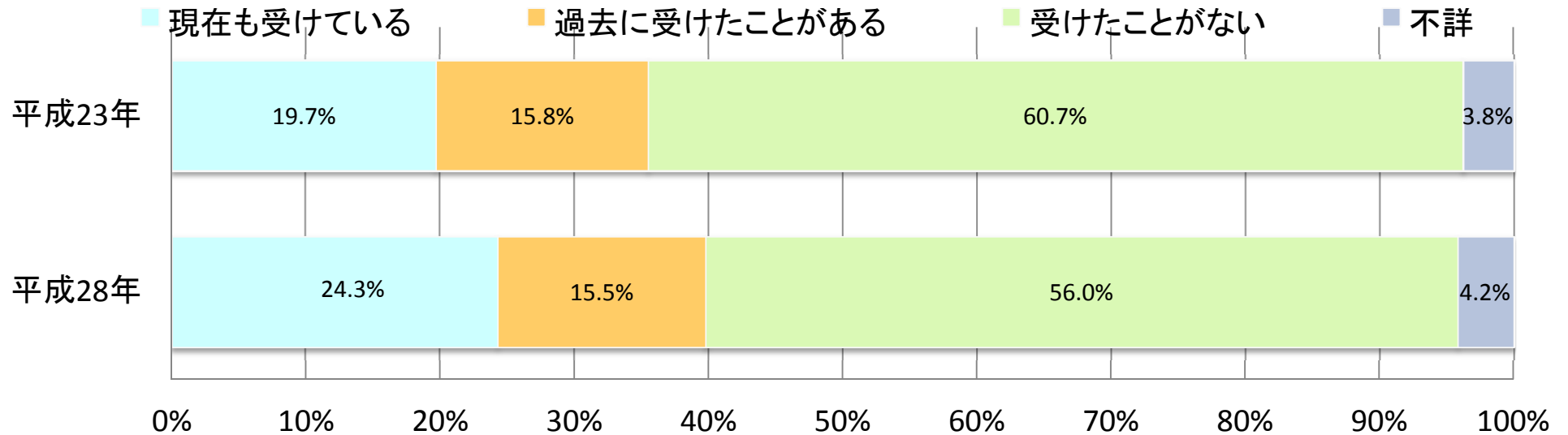
(注) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、34.8%と最も多くなっている。

父子家庭の父の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

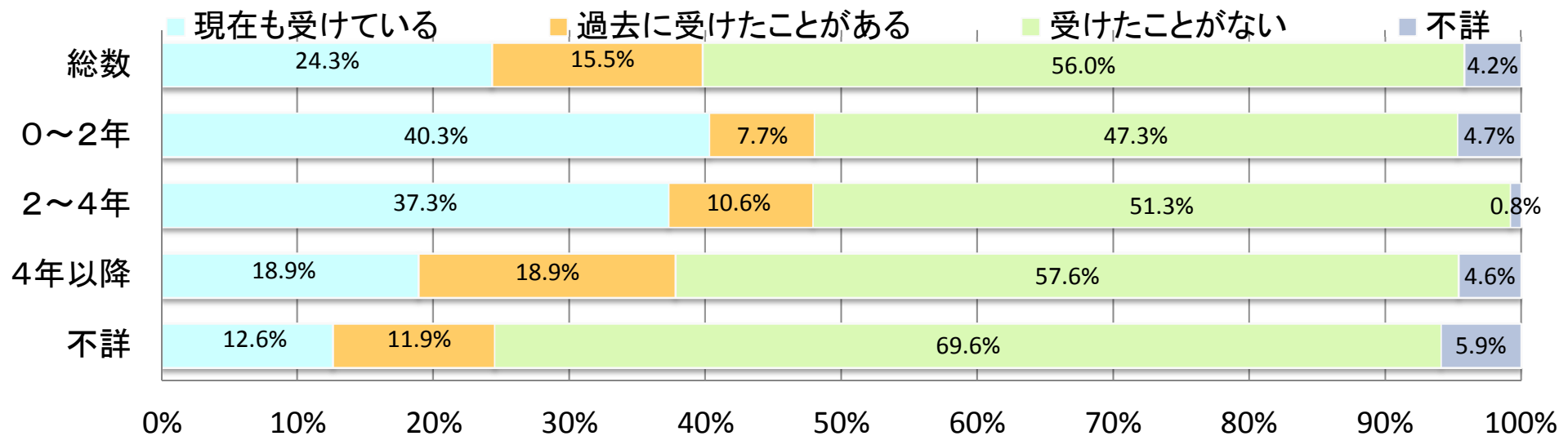


6(5) 母子家庭の母の養育費の受給状況

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%、「過去に受けたことがある」が15.5%、「受けたことがない」が56.0%となっている。

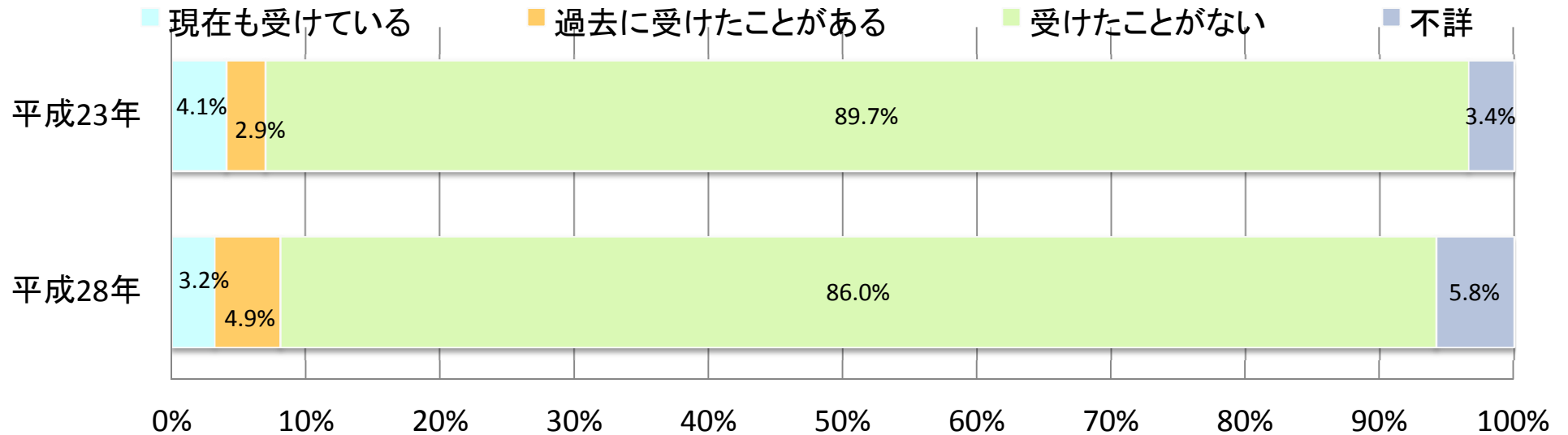


(参考) 母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

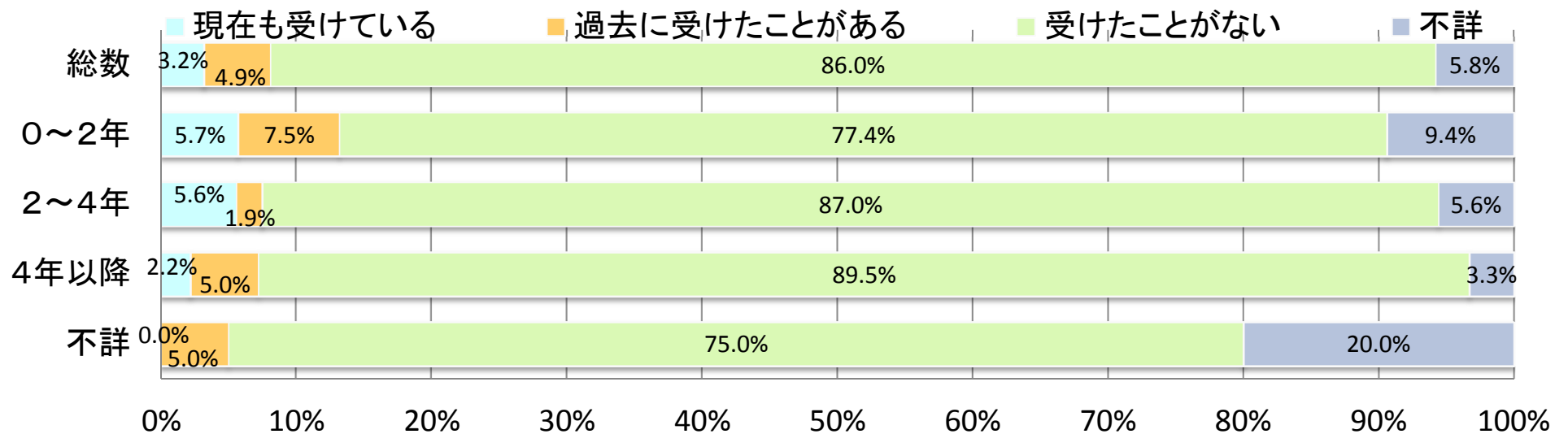


6(6) 父子家庭の父の養育費の受給状況

○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%、「過去に受けたことがある」が4.9%、「受けたことがない」が86.0%となっている。



(参考) 父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



6(7) 子どもの数別養育費(1世帯平均月額)の状況

- 母子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、43,707円となっている。
- 父子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、32,550円となっている。

	平均	(参考)		
		1人	2人	3人
母子世帯	43,707円 (610)	38,207円 (328)	48,090円 (222)	57,739円 (46)
父子世帯	32,550円 (25)	29,375円 (11)	32,222円 (11)	42,000円 (3)

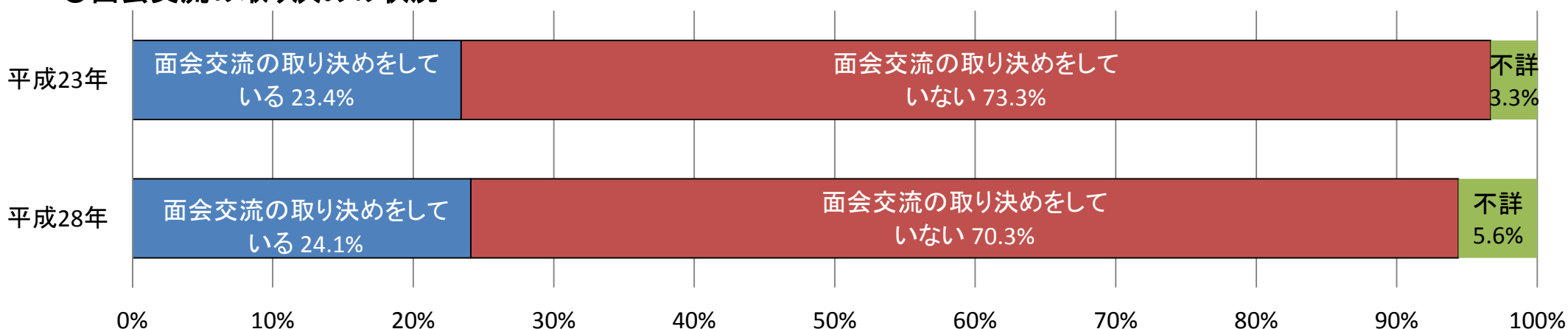
注:1)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注:2)括弧書きは集計客体数

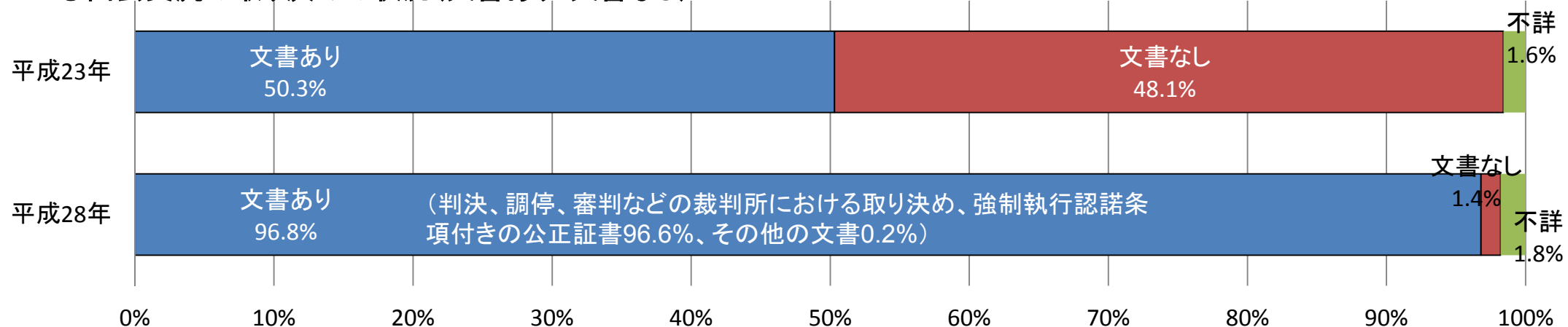
7(1) 母子家庭の母の面会交流の取り決め状況

- 面会交流の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が24.1%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは96.8%となっている。

○面会交流の取り決めの状況



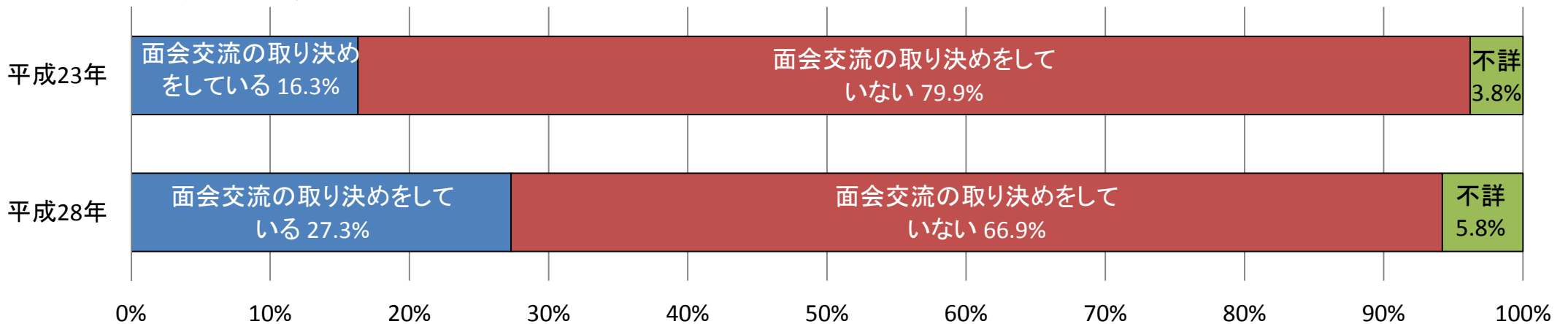
○面会交流の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



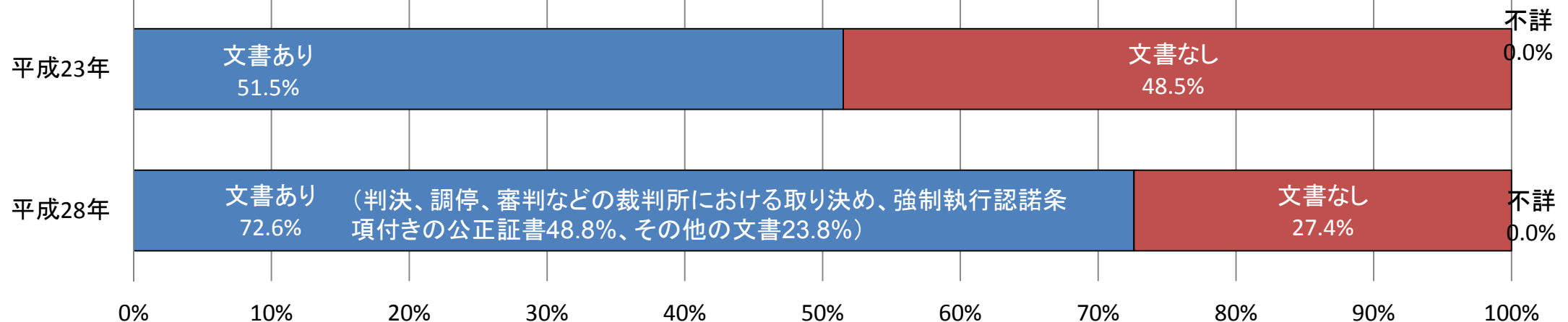
7(2) 父子家庭の父の面会交流の取り決め状況

- 面会交流の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が27.3%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは72.6%となっている。

○面会交流の取り決めの状況



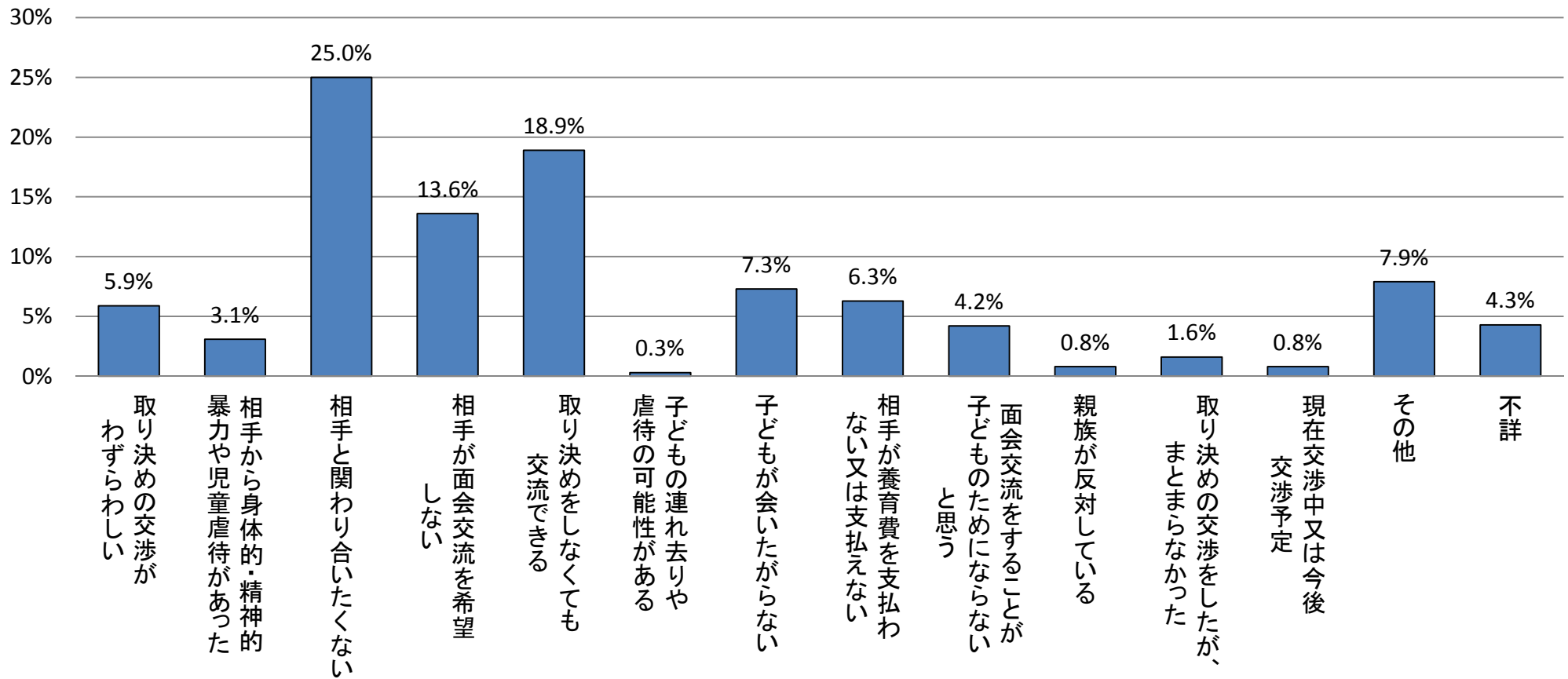
○面会交流の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



7(3) 母子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わり合いたくない」が25.0%と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できる」が18.9%、「相手が面会交流を希望しない」が13.6%となっている。

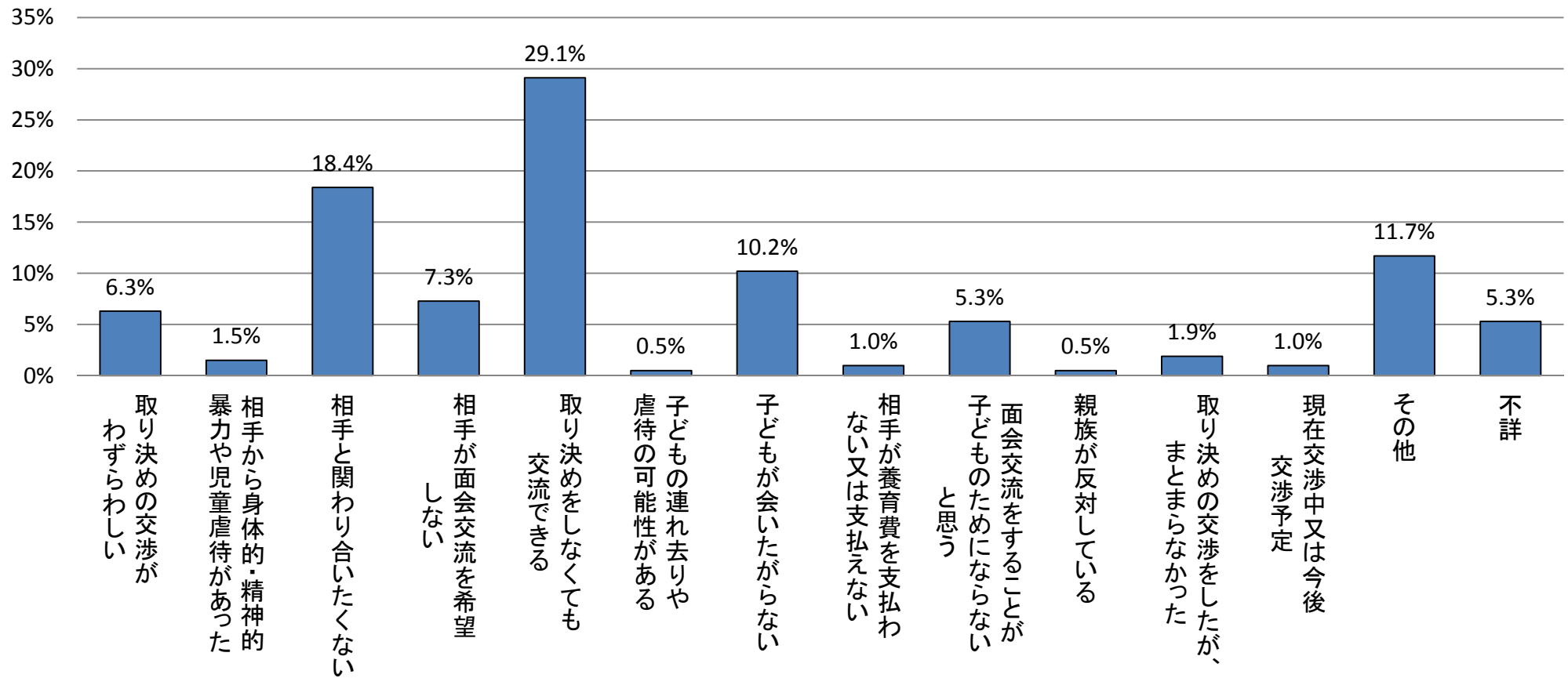
母子家庭の母の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)



7(4) 父子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

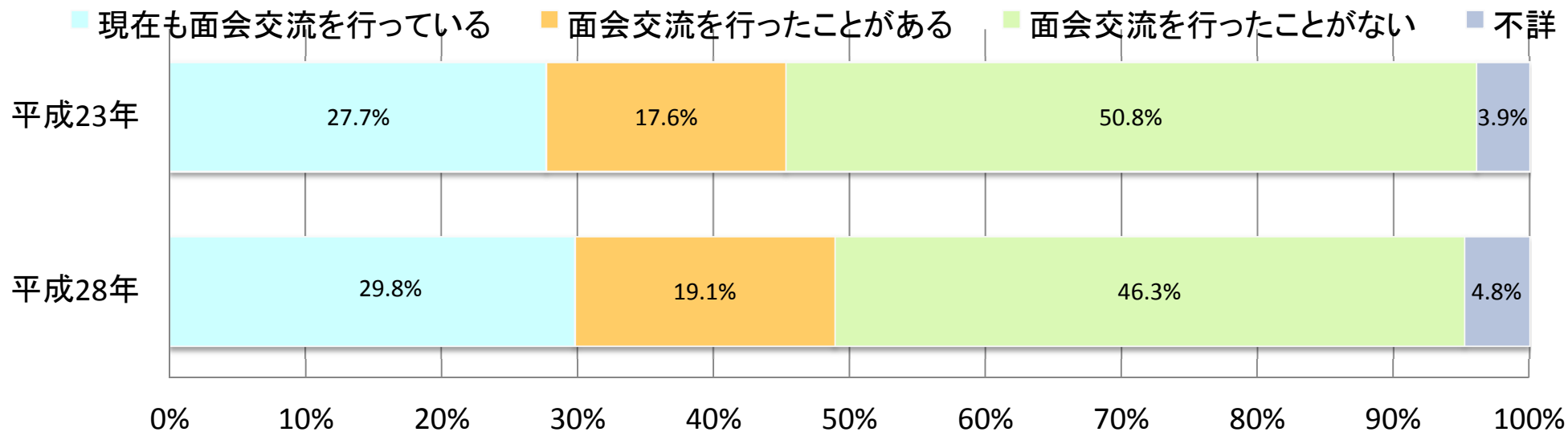
○ 父子世帯の父が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「取り決めをしなくても交流ができる」が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が18.4%となっている。

父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

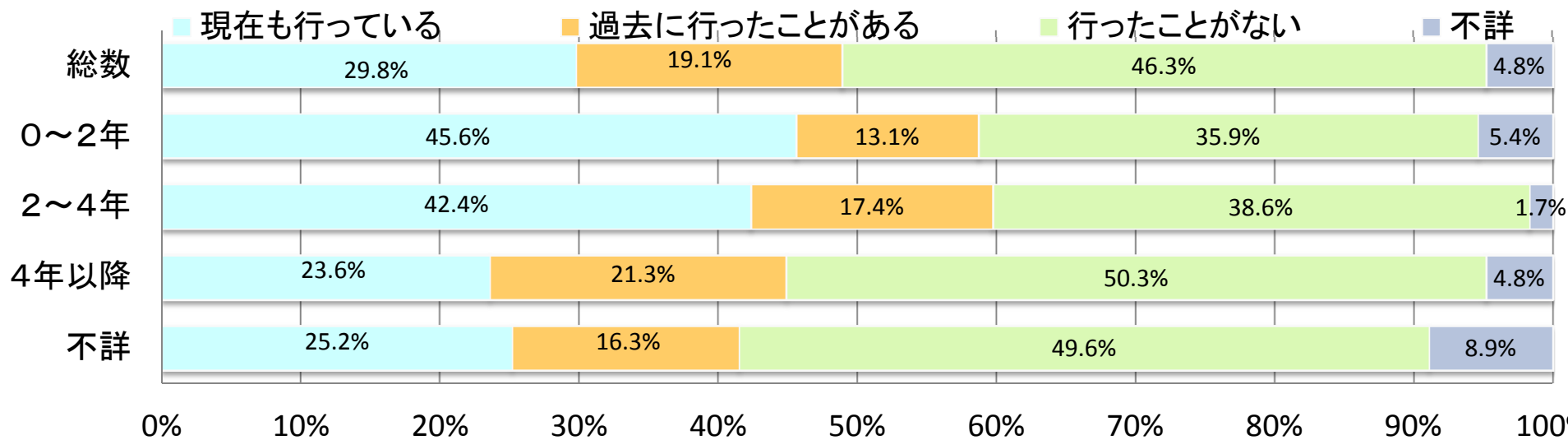


7(5) 母子家庭の母の面会交流の実施状況

○ 母子世帯の母の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が29.8%、「面会交流を行ったことがある」が19.1%、「面会交流を行ったことがない」が46.3%となっている。

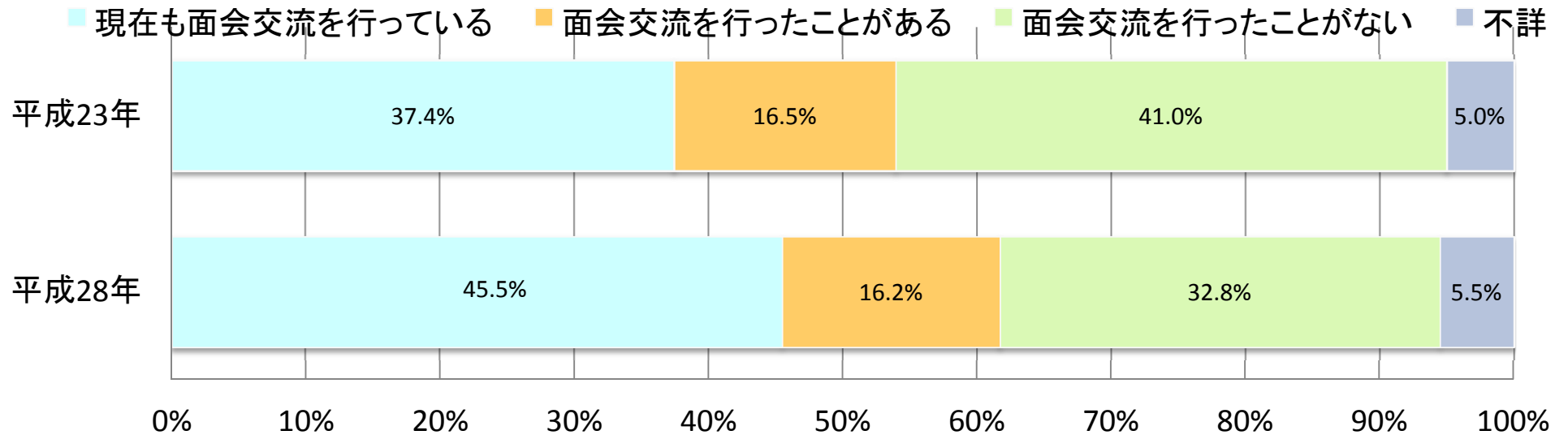


(参考) 母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

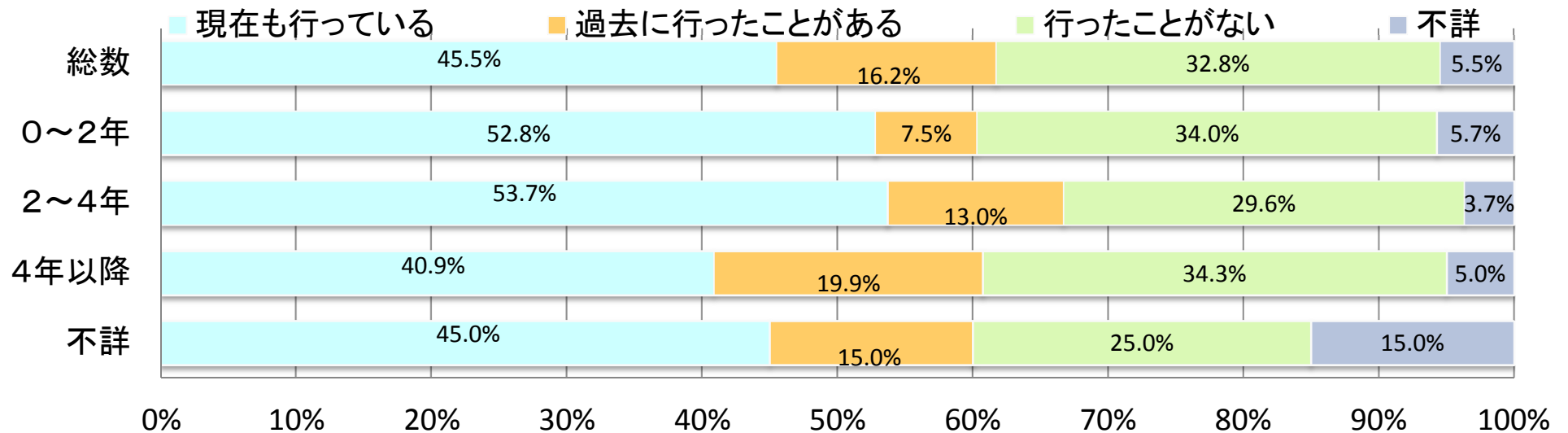


7(6) 父子家庭の父の面会交流の実施状況

○ 父子世帯の父の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が45.5%、「面会交流を行ったことがある」が16.2%、「面会交流を行ったことがない」が32.8%となっている。

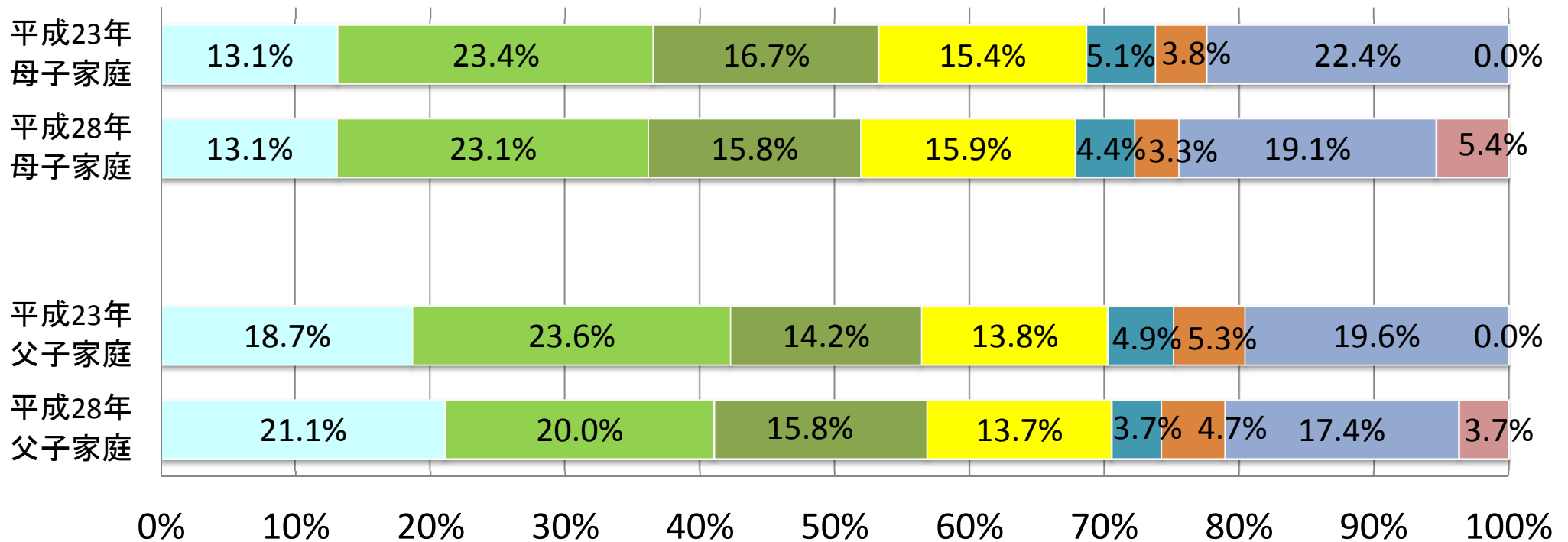
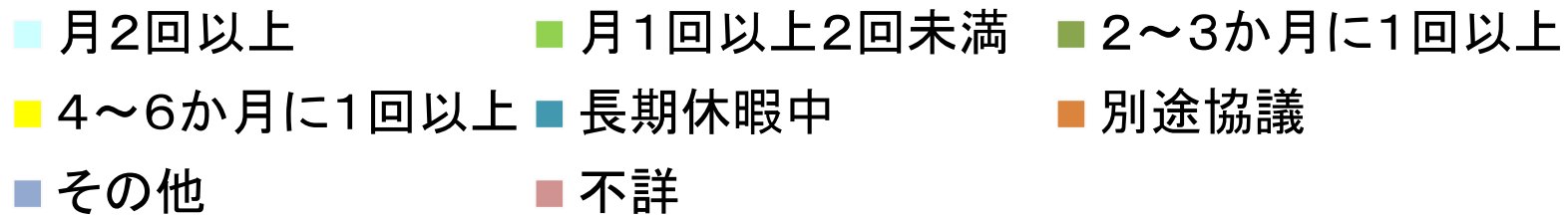


(参考) 父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



7(7) 母子家庭及び父子家庭の面会交流の実施頻度

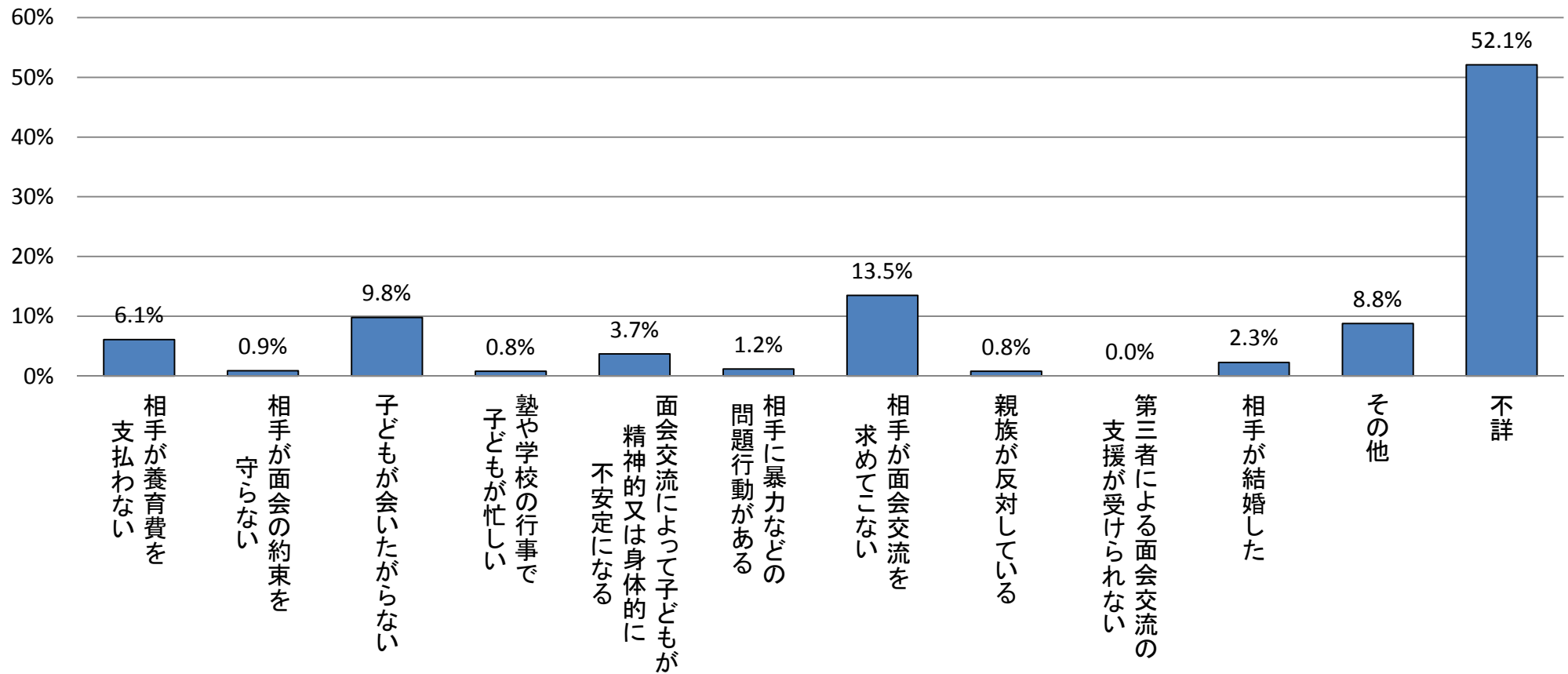
- 母子家庭では、月1回以上2回未満の面会交流を行っている場合が最も多く、23.1%となっている。
- 父子家庭では、月2回以上の面会交流を行っている場合が最も多く、21.1%となっている。



7(8) 母子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が13.5%と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が9.8%となっている。

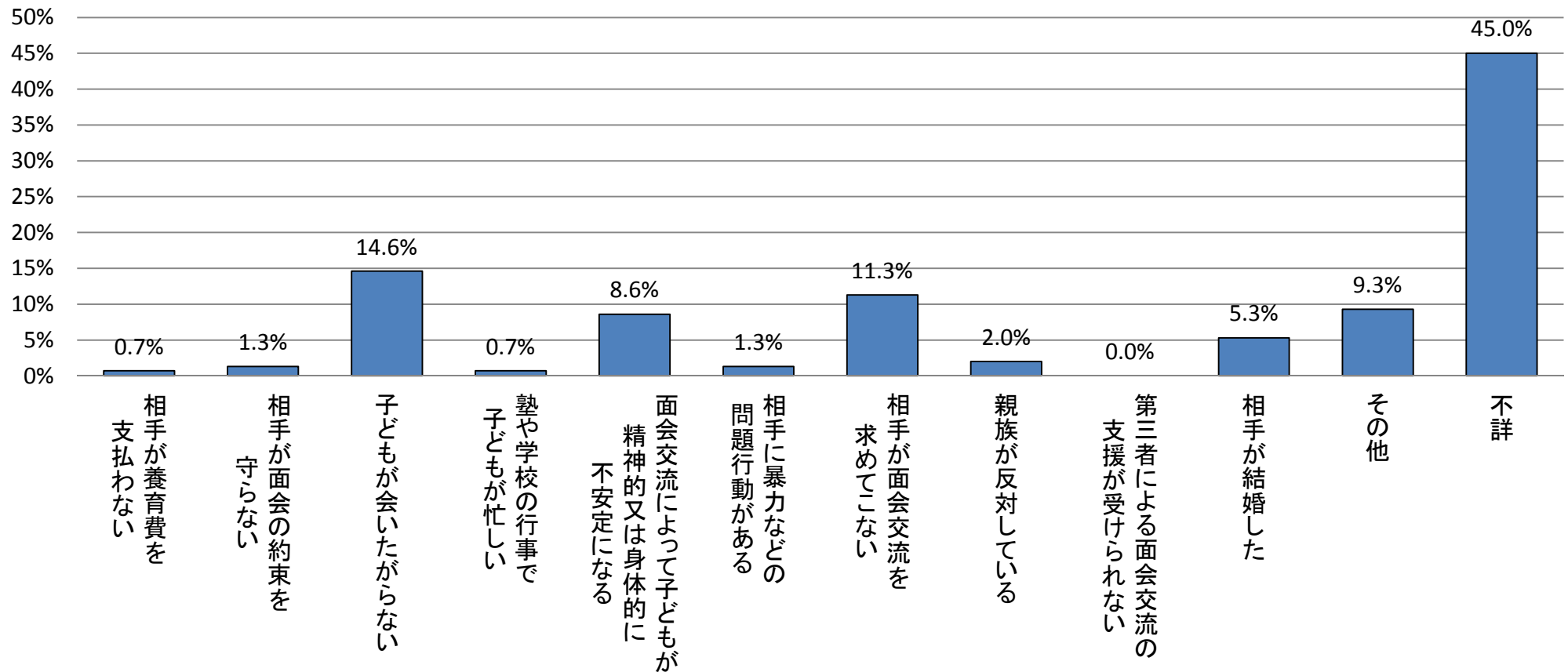
母子家庭の母の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)



7(9) 父子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由は、「子どもが会いたがらない」が14.6%と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が11.3%となっている。

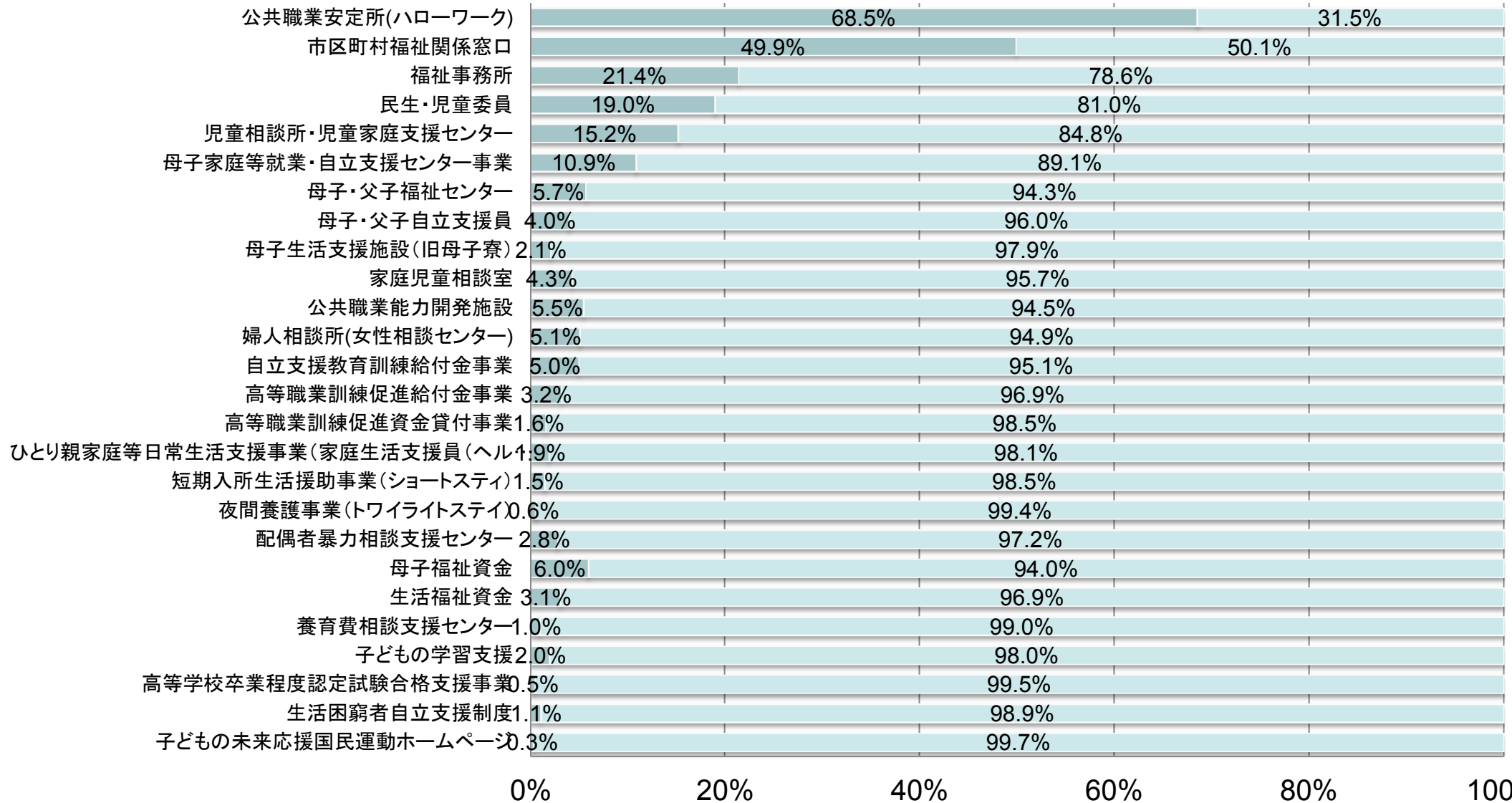
父子家庭の父の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)



8(1) 母子世帯における公的制度等の利用状況

○ 母子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い

■ 利用している又は利用したことがある ■ 利用したことがない

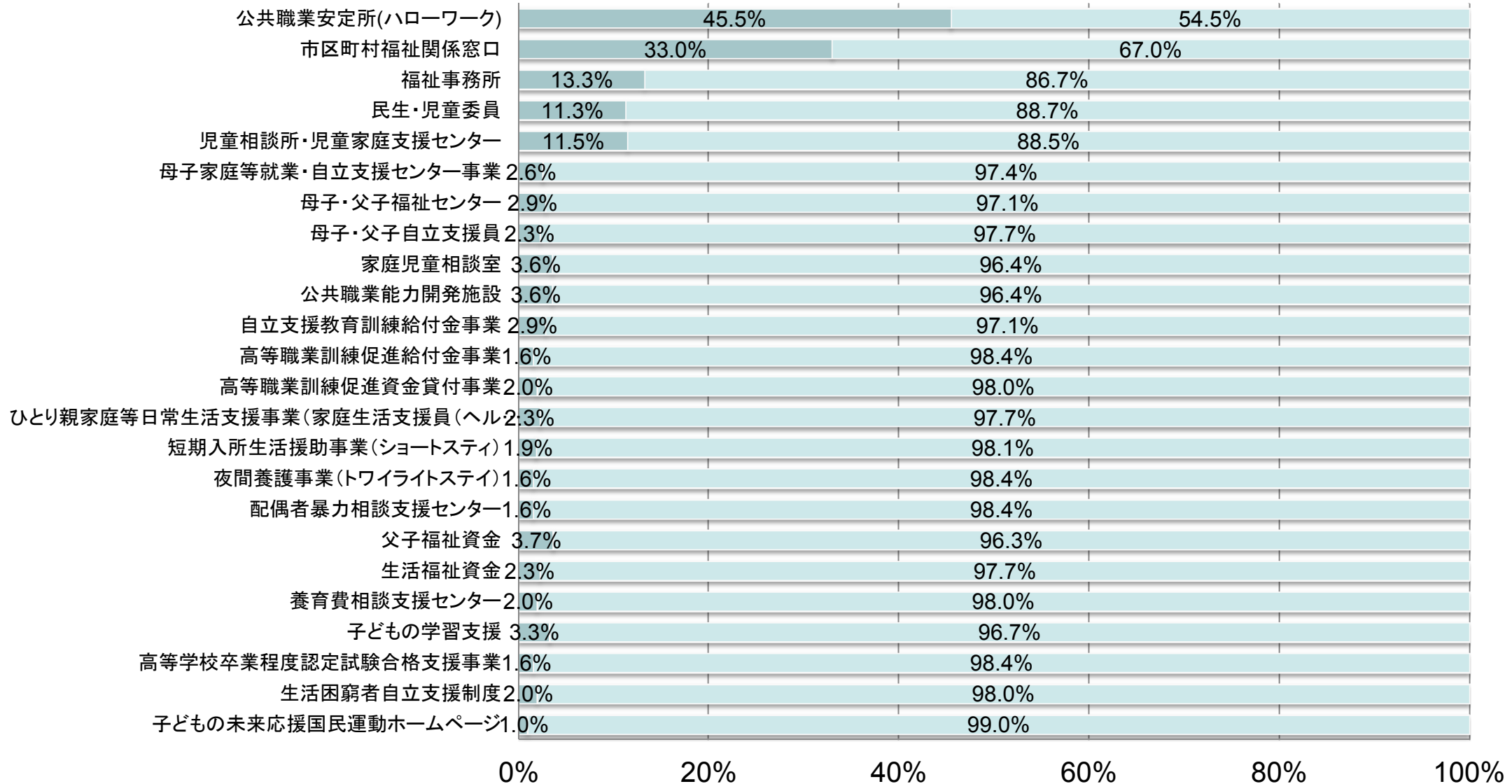


8(2) 父子世帯における公的制度等の利用状況

○ 父子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い

■ 利用している又は利用したことがある

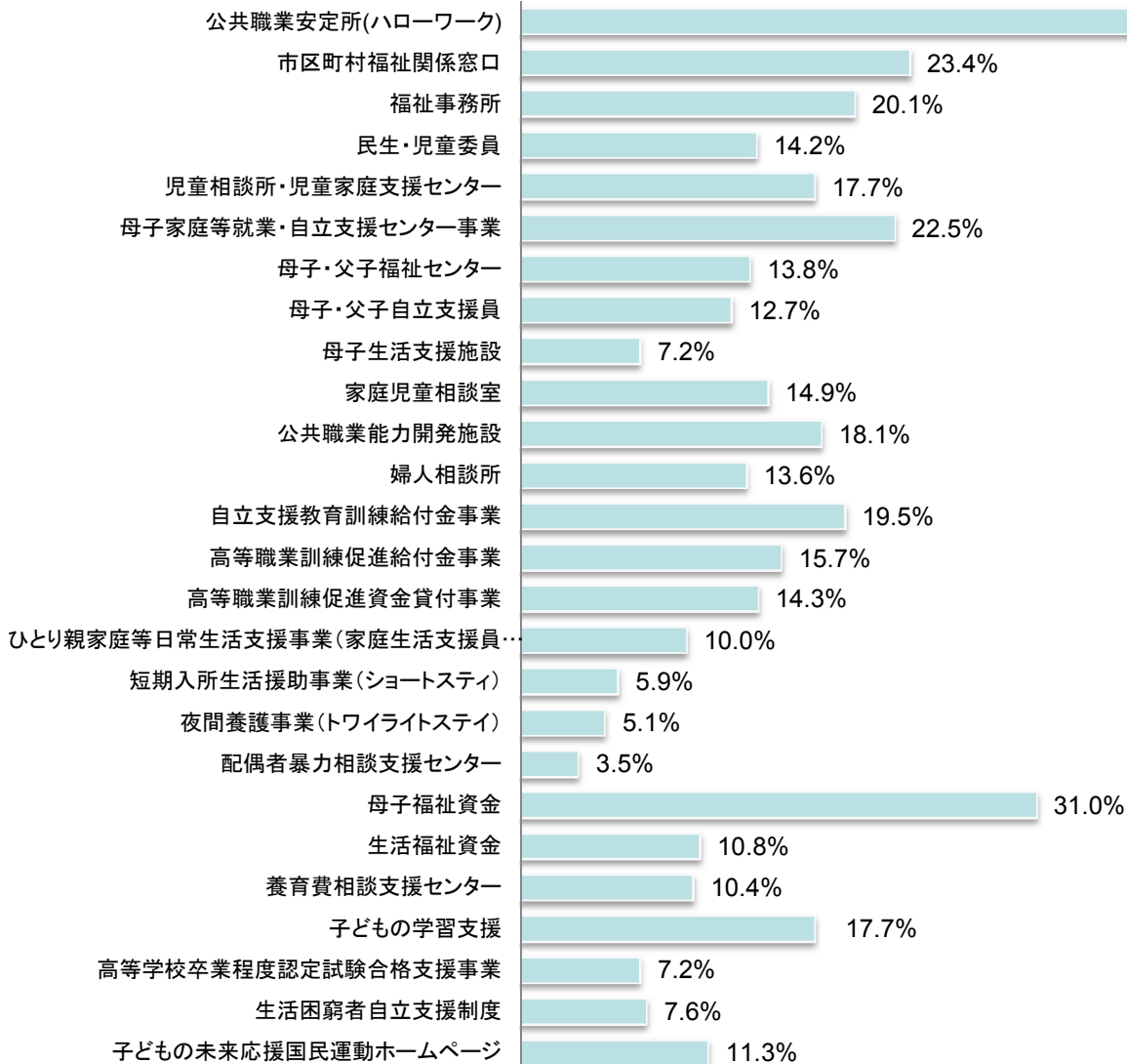
■ 利用したことがない



8(3) 母子世帯における公的制度等の利用希望

○ 母子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

■ 今後利用したい

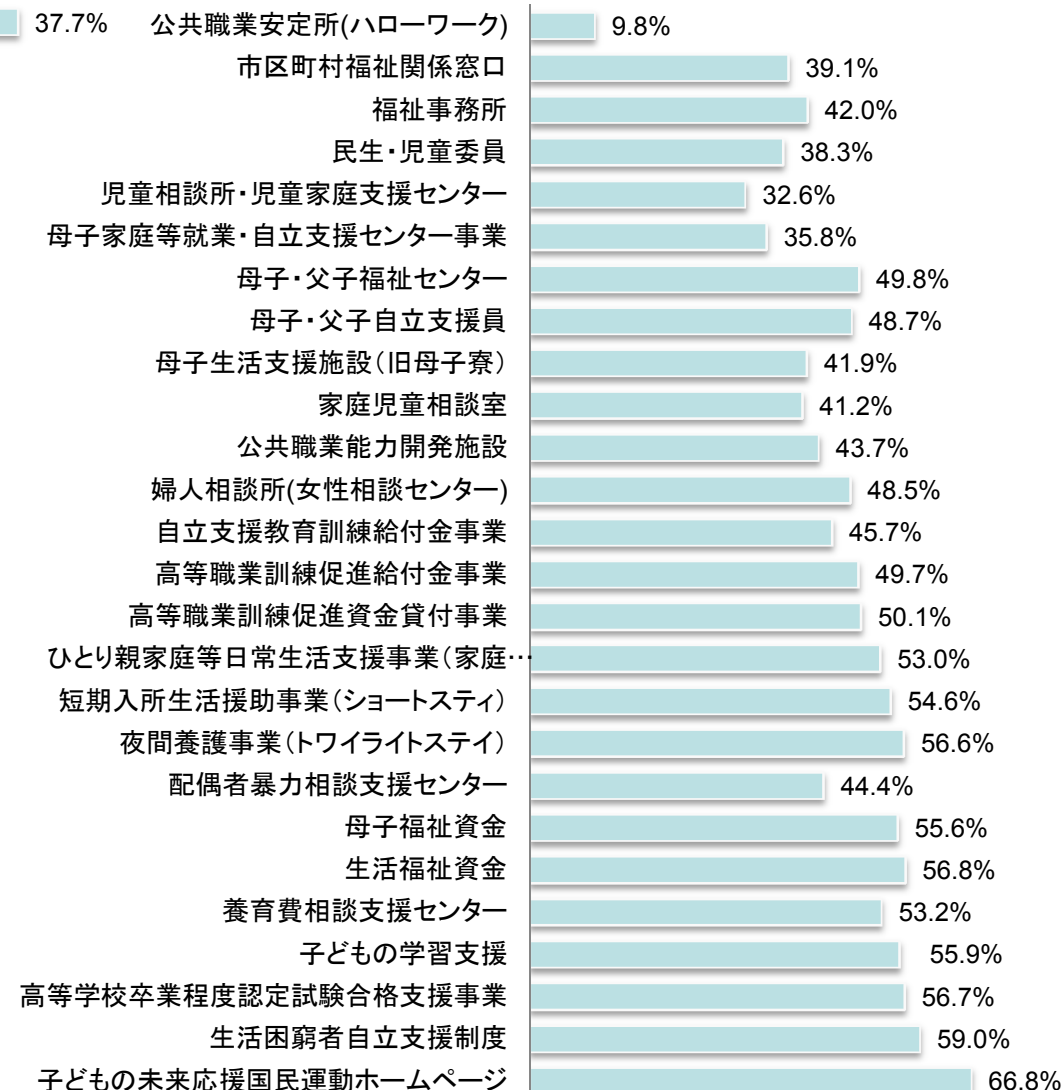


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

母子世帯における公的制度等の周知状況

○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。

■ 制度を知らなかった

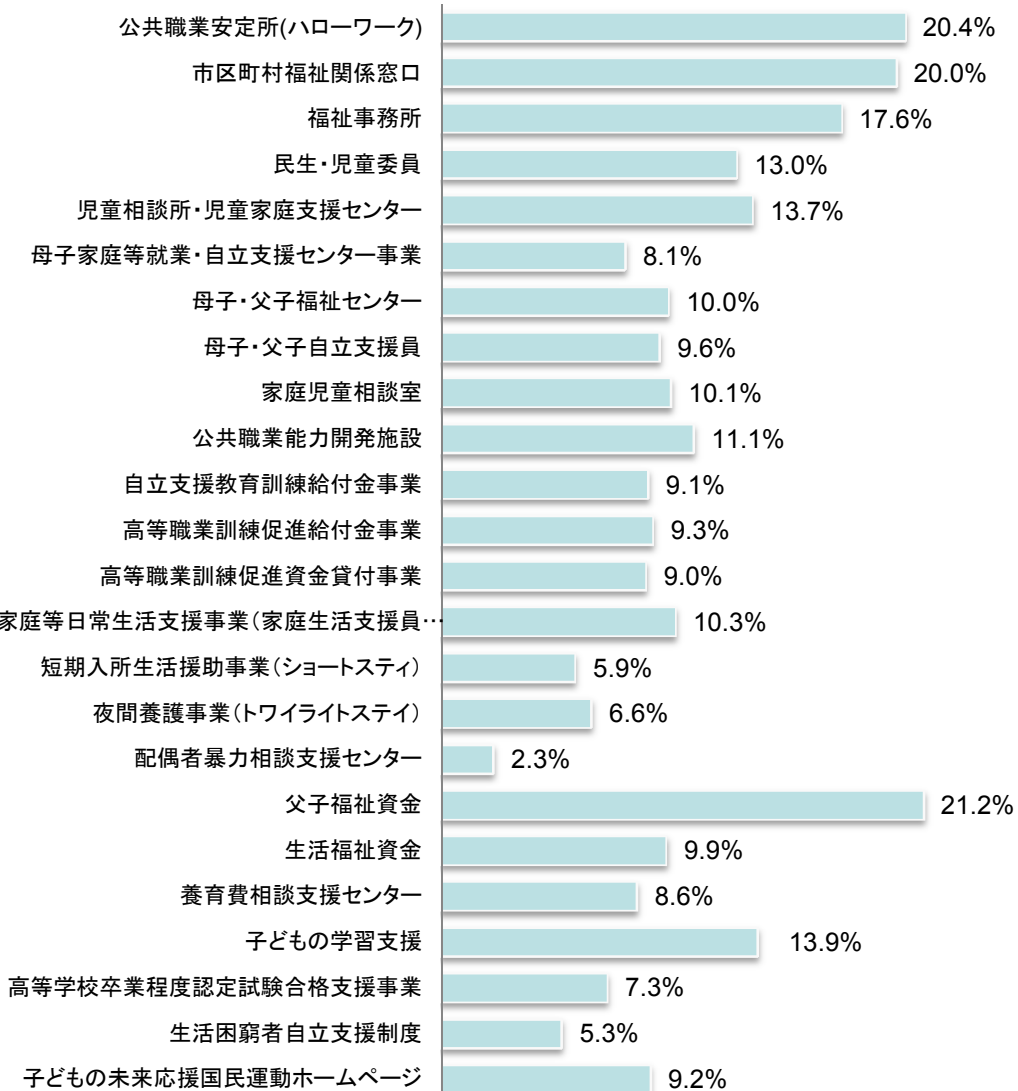


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

8(4) 父子世帯における公的制度等の利用希望

○ 父子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

■ 今後利用したい

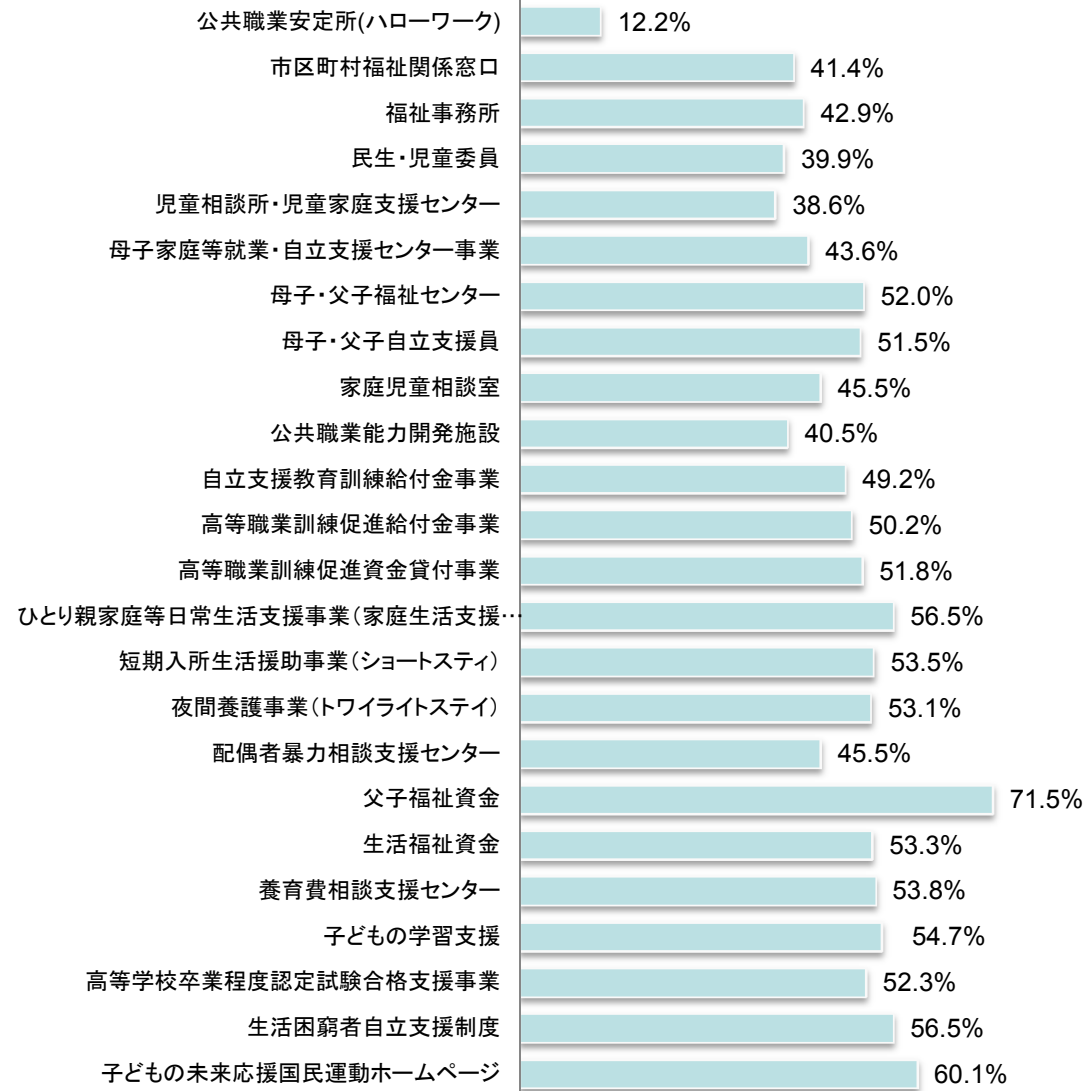


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

父子世帯における公的制度等の周知状況

○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。

■ 制度を知らなかった



※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

9 子どもに関する最終進学目標

○ 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が最も多く、母子世帯の母は46.1%、父子世帯の父は41.4%となっている。

子どもに関する最終進学目標

